

阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

令和5年3月15日(木曜日)

場所：委員会室

開会 9時00分 ～ 閉会 16時50分

委員会に付した事件

令和5年3月2日開会の令和5年第1回阿武町議会定例会より付託された案の審議。

出席委員

委員長	7番	松田	穰
副委員長	6番	上村	萌那
委員	1番	米津	高明
〃	2番	白松	靖之
〃	3番	西村	容子
〃	4番	池田	倫拓
〃	5番	市原	旭
議長		末若	憲二

欠席委員 なし

欠員 なし

出席説明者

町長	花 田 憲 彦
副町長(総務課長事務取扱)	中 野 貴 夫
教育長	能 野 祐 司
まちづくり推進課長	藤 村 憲 司
健康福祉課長	矢 次 信 夫
戸籍税務課長	水 津 繁 斉
農林水産課長	野 原 淳
土木建築課長	高 橋 仁 志
教育委員会事務局長	藤 田 康 志
会計管理者	近 藤 進
福賀支所長	佐 村 秀 典
宇田郷支所長	小 野 裕 史

欠席者 なし

事務局職員

議会事務局長	三 浦 貴
書 記	平 田 祥 子

審議の経過(要点記録)

開会 9時00分

○特別委員会委員長(松田 穰) みなさん、おはようございます。これより、行財政等特別委員会をはじめたいと思います。

それでは、委員会に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。今回の議会は、例年のごとく令和5年度の予算議会ということであります。

先日、町長の施政方針演説では、子育てを応援し、産業や福祉を未来につなげる予算とありました。ここ3年のコロナ禍により、悪影響もありましたが、リモート会議やワーケーションなど、働き方やコミュニケーションの取り方についても、新たな考え方や方法が生まれ、また、コロナの感染症法の位置づけが今後変わるであろうタイミングで、新年度をDX推進元年として、これまでの第7次阿武町総合計画、第2次阿武町総合戦略、選ばれるまちをつくるを進めていくための予算編成であると期待しております。

打てば響く、町民一人ひとりに寄り添うまちづくりとありますが、人口3,000人強の阿武町において、小回りのきくスピード感がある町政のあり方は、それだけでも町の魅力の一つになると考えます。町民の一人ひとりがそのスピード感が実感できるものであるよう、本日も慎重なる審議をよろしく願います。

○委員長 それでは、着座にて進行させていただきます。

本日の出席委員は7人です。本日委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第15号及び発議第1号、議案第17号から議案第32号までの、議案31件及び発議1件です。

それでは審議に入ります前に、町長のごあいさつをお願いいたします。

○町長(花田憲彦) それでは、改めましておはようございます。引き続きの議会ご出席、お疲れ様でございます。今、委員長の方からもご案内がありましたが、今期議会は予算議会といわれておりますけれども、令和5年度の新年度予算を審議していただくのが主な目的でございますが、令和5年度においても、いくつかの新規の事業等も構築しておりますし、また、この予算書にある特に一般会計の予算につきましては、みなさま方しっかりと審議していただいて、ご納得いただいておりますね、ときとして町民の方から問い合わせ等があった場合にはですね、みなさま方から、ある程度はこうだよってというふうなことがいただけるような、そんな感じでございますね、しっかりご審議いただいて、自分のものとしていただいたらありがたいというふうに思っているところであります。どうぞ、よろしく願います。

○委員長 ありがとうございます。では続いて、議長のごあいさつをお願いいたします。

○議長(末若憲二) おはようございます。先ほどの委員長のあいさつの中に全て入っておりますが、5年度予算、非常に大事な予算であります。議会の冒頭でも申しましたように、新しく出発する最初の年であろうというふうに思っておりますので、慎重なる審議をよろしく申し上げます。

○委員長 では、ここで会議録署名委員の指名をさせていただきます。1番、米津高明委員、2番、白松靖之委員をお願いいたします。

それでは、特別委員会の審議に入ります。

まず、議案第1号、阿武町個人情報保護に関する法律施行条例、議案第2号、阿武町情報公開・個人情報保護審査会条例については、関連性があると思われるので、一括して審議を行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 よろしければ、審議に入ります。これに関して質疑はございますか。

○市原委員 私の方から、1号議案あるいは2号議案につきまして、図や表でポイントを押さえて説明がほしいと依頼をしております、早速作っていただきました。再度になりますけれども、今回の改正のポイントという部分を、もう一度だけ説明をお願いできたらと思います。

○副町長(中野貴夫) 別紙でA4の横書きの参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただければと思います。図を見ていただいて、示されているとおり、これまでは別々に定められていた国の行政機関、独立行政法人等、そして民間事業者の3法を統一するとともに、地方公共団体等の機関のルールを集約・一本化するため、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法が、個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についてもこれに統合され、個人情報保護に関する全国的な共通ルールが規定され、全体の所管が右側の個人情報保護委員会に公民一元化されたというところであります。

この個人情報保護法は、個人の情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的として、平成15年に制定されたもので、今回で3度目の改正となりますが、今回の改正は、デジタル技術の進展やグローバル化などの経済社会情勢の変化や、世の中の個人情報に対する異議の高まりなどに対応するため、個人情報に関する保護規定が強化されたものであります。

また、地方公共団体等の条例におきましては、法の委任を受けた内容を規定す

るとともに、法律の範囲内で必要最低限の独自の法措置を講じることとされております。この度の改正のメリットとして簡単にご紹介いたしますと、地方公共団体の視点からになります。例えば、これまで住民にとって地方公共団体ごとに個人情報の取り扱いや開示請求の方法が異なっていたものが、今回の法の改まにより、例えば転居前後で個人情報の取り扱いや開示請求の方法等が同じになり、住民にとって分かりやすい制度となった。また、個人情報保護の水準の全国的な底上げということで、今後は法律で共通ルールが設定されることになり、個人情報保護の全国的な最低水準が設定されると、保護水準の全国的な底上げが図られるというようなこともあります。また、大規模災害時等の自治体間の連携ということで、地方公共団体間の適切かつ迅速な対応が図れることが期待されるということで、安否不明者の氏名等の公表により、効率的な救助捜索活動が可能になるというようなことも挙げられているようであります。

それとですね、まあ参考程度になかなかみなさんのイメージができていくかなと思ってですね、次のページにファイル簿というものを付けております。これは第3条になりますけど、個人情報ファイルの記載事項についてということですが、この個人情報保護法では、1,000人以上の個人情報を取り扱う個人情報ファイルに関し、個人情報ファイル簿の作成と、公表が義務づけられております。この個人情報保護法では、行政機関が個人情報ファイルを保有した場合には、一部の例外を除き、帳簿を公表しなければならないとされているんですが、これは参考までで、阿武町のファイル簿の例として、防災行政無線使用料のファイル簿をお付けしたということで、ご参照いただければと思います。

今、3月末を目途に調査と取りまとめを行っておりますが、大体阿武町で1,000人以上を超えるのは20件程度かなというふうに思っております。それと併せてですね、第2号議案の件であります。もう一部資料を付けさせていただいております。第2号議案は、阿武町、議案第1号の阿武町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により、個人情報保護制度の適正かつ、公正な運用を確保するため、新たに阿武町情報公開個人情報保護審査会を設置し、現行の阿武町情報公開審査会を本審査会に改め、審査会の組織及び調査審議の手続き等を定めるものであります。この情報公開個人情報保護審査会は、公開または開示との請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく不服があった場合の救済機関でありまして、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査答申をするものであります。実施機関の決定に不服があるときは、行政不服

審査法に基づく不服申し立てをすることができるというもので、これは総務省のホームページから取ってきたものですが、図を見ていただきまして、審査の流れについては、この図のですね、情報公開個人情報保護審査会における調査審議の流れをとということではありますが、総務省の作られたものを見ていただいて、左側の諮問庁がですね、行政機関等で右側が審査請求人となります。そして、この真ん中にあるのが情報公開個人情報保護審査会で、第三者的な立場から公正かつ中立的に調査審議を行うこととなります。1番から9番の流れで、情報公開情報等審査会を通じて審査が行われるということをお願いいたします。以上で説明を終わります

○米津委員 この1号議案と2号議案に対しては、2号議案に対して議会事務局へ反対の文書を提出しています。だから、1号議案も関連しておりますので、共産党議員の米津としては、この2つの法案には反対です。

○町長 事務局に出されたのはただ出されただけであって、ちょっと見させていただいたら、あれはこの議案じゃないと思うんです。出された題名を見たらこの議案じゃない、今審議している議案じゃない、議員発議の議案じゃないですかね。

○米津委員 それに関連してということですよ。

○町長 出されているのは、発議第1号のことについて書かれていたと思います。

○米津委員 関連していますからね。

○町長 それはいいんですけど、このことについて出したといわれるので、書面に書いてあるのはこのことじゃなしに、発議第1号ですよってということですよ。

○委員長 こちらの議案に対しては反対ということで、他に質疑はありますか。
(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないということですが、反対意見もありますので、決を採りたいと思います。1号と2号を分けて聞きます。

議案第1号、阿武町個人情報の保護に関する法律施行条例について、反対の方は挙手願います。賛成の方は挙手願います。

議案第1号、阿武町個人情報の保護に関する法律施行条例に関して、反対が1賛成が5で、賛成としたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 続いて、議案第2号に関して、反対の方は挙手願います。賛成の方は挙手願います。

議案第2号に関しても、反対が1賛成が5で、賛成としたいと思いますがよ

ろしいですか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 続きまして、議案第3号に入りたいと思います。

議案第3号、阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の審議に入ります。こちらに関して質疑はございますか。

○市原委員 前もってお願いをしておりました、図や表で説明がほしいとお願いしましたところ、丁寧に図や表で作っていただいておりますので、もう一度説明をお願いします。一般質問の中で、町長からもいただいております。ありがとうございます。

○副町長 資料を探したんですが、なかなか良い資料が見つかりませんで大変恐縮ですが、資料をご覧いただいたらと思います。

その前に本案件は、昨年の10月議会において、職員の定年の段階的引き上げについてご議決をいただき、一般職の職員は定年延長によって、原則として60歳になったら管理監督職をはずれて、係長以下の職に降任するという規定になっておりますが、福賀診療所の医師等につきましては、元々定年が65歳と規定されておりますので、第6条の規定から除くことで、60歳の役職定年の対象外となり、65歳まで管理監督職して、引き続き福賀診療所長であることができるというものであることは、昨日町長の方からも説明があったとおりであります。

また、今回の改正では、第9条で管理監督職勤務上限年齢による降任等、及び管理監督職への任用の制限の特例については、第3項で特例任用を追加するもので、現行医師の定年が65歳であるように、職務の特殊性や欠員補充の困難性がある職の場合等には、役職定年制の適用除外、または例外措置として、特例定年の措置をとることも可能とされております。そのため、今回第9条第1項第2項の任用制限の特例に加えて、新たに第3項及び第4項を追加し、特定の管理監督職群として、同一の管理監督職グループに属する他の管理監督職に、降任または転任させることができる規定を設け、1年以内の期間内で異動期間をさらに延長できるよう改正するものであります。

別紙をご覧ください。これは、出版社が出している役職定年制のQ&Aの冊子から抜粋したものであります。上段の9-6は、医師等の特殊性がある職については、役職定年制の除外等を求めるというもので、後段については、役職定年制の対象となっている職員については、職員または役職職務内容が類する管理監督職グループの性質に着手して、特別の定めをする特例も存在するとされているところであります。

その下の9-7であります。これは特例任用として、異動期間を延長し、引き続き管理監督職のまま勤務させることができるとされ、その条件として、

①職員の職務上の特別の事情がある場合、②職員の職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合、この二つにつきましては、前回の12月議会において、ご議決をいただいているところでありますが、その後、阿武町役場の事情等を県に相談し協議する中で、③特定の管理監督職グループに属する管理監督職をしめる場合、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、職員の年齢構成、その他のこれらの欠員を容易に補充することができない特別の事情があるものとされ、今回、元々付いていた管理監督職につき、引き続き留任させるか、同一の管理監督職グループに属する他の管理監督職に降任または転任させることができ、定年退職まで最長で5年延長できる規定を第9条の第3項及び第4項に追加したものであります。

なかなかちょっとわかりにくいかもしれませんが、①と②につきましては、管理監督者の延長については最長5年、③については最長で5年延長ができるとされておりますが、県との協議の中では、本来の役職定年制の趣旨が、若手中堅職員の昇進の機会の確保と組織全体の活力の維持が目的であるため、安易な役職の延長を控え、最長でも2年程度とするよう、県からは指導を受けているところであります。次のページの図表8を今回新たに加えたわけですが、いろいろな形でですね、留任なりができるようなことで、こういうふうに定められておりますが、これ例えばですね、例えばの話ですけど、今後農福連携による農林水産課、健康福祉課、そしてまちづくり推進課のような管理職監督グループでですね、そういったグループができればですね、その中で降任、転任、留任ができるというようなイメージを持ったりするところであります。まだ具体的にはその程度で、はっきりしたものはありません。以上です。

○町長 補足します。目の前にぶら下がっていることなんで、4月1日が、今阿武町の職員構成見てみると、今の昭和30年代の後半ですよ。今年、定年退職になる職員は、野原課長と、小野支所長と、水津課長と、出羽主幹と、大谷さんと、近藤室長が60で、この3月で定年退職。ここまでは定年延長の対象外、次の年から要するに昭和37年組までは対象外で、一応60で定年退職。で、昭和38年組からは、定年延長の対象になりますよということになります。

問題は、それから先の阿武町の職員構成が、すごくいびつになっております。ぼそっと穴が空いているという話になるんですけど、そうすると、一遍にたくさん職員採用をしないとイケない、というようなことでですね、そのままその人達が定年退職で辞めてしまっているのか、そしてもう一つ大きな問題は、課長職が全部そういうふうに辞めてしまうと、いろいろ指揮命令とか引き継いでいく、課長職としての職務を引き継ぐということがなかなか難しいんですけど、課長補佐からいきなり課長みたいな話になっていくわけですね。それも経験の浅い課長補佐からということになるんで、阿武町としては、その方を5年以内で再任用することができるわけですけど、通常の場合、再任用です

から課長職を退いて他の人が課長職に就く、これは一つの新陳代謝あるいは若手職員のモチベーションを高めるためには、それは必要なことで、だからこの制度があるんですけど、ただ阿武町の場合は特殊事情で、今のだんごの話、人数が少ないんですね、偏りが非常に影響が強いんですね、大きければできるということですね、今の私の考えているのは、県とも相談してるんですけど、これで退職しますよという方はしょうがない話ですけど、まだ再任用で勤める気がありますよという方についてはですね、特に課長職については、2年程度は再任用ではありますけど、再任用の課長職、その代わり給料は下がりますよ7割程度に、再任用の課長職というところがあるんですけど給料表が、そのところに給料が下がります、7割くらいに下がりますけど、2年程度は、今の課長職のままで、本当ですと係長以下に降格しないといけないんですけど、特例がありますから、その特例を活用して2年程度は課長職でおってもらわないとつながっていかない。ですから今私の考えは、この4月からは何人かの課長職の方については、制度がまだ定年退職の延長制度になっていませんから、一応定年退職にはなりますが。今度は再任用で、それも再任用の課長職として、何人かの方については、2年程度はそのままおてもらいたいなというふうな形で、今お話をしておることになります。

今度、定年退職の延長が昭和38年生まれ組から適用になりますから、今度はその方たちが辞めるときには、1年延長になりますから、藤村課長たちのグループ、藤村、佐村、そのグループが61歳まではこれは定年延長だから、これは正規の職員でおられる。61歳になったら辞めるわけですけど、新しい制度になると定年延長上は延長するんですけど、課長職としておられるのは原則としては60歳までなんですどこまでも、定年が今からずっと延長して65歳まで定年延長になっても、役職定年制度というのは原則としてありますから、60歳になったら課長職を下りて、降任して係長以下にならないといけない、今から先はですね、が、それではなかなか回らないから、やっぱりそういう今のような制度は残す、どこまで残すかは分かりませんが、一定程度は本来降任せんにやいけんけれども、そうではなく課長職のままでおってもらうことも考えないと阿武町の実情に合わない、うまく繋がっていかないとしますので、ちょっとわかりにくい制度ですけど、特別な事情があるということだけのご理解いただく必要があると思います。

ですから、この4月1日の人事異動のときには、数人の課長は、さっきいった課長は3月末で定年退職になるけれど、まだ勤めるということであれば、再任用して課長職としておっていただく方がいるという、原則ではなく特例になるんですけどね、特例を適用したいというふうに私は思っています。

○市原委員 どこかで触れようと思ってましたが、当初予算の概要の中に、2ページ目ですけども、引き続き関係各課及び団体等と緊密な連携を図りなが

らと書いてありますが、私が議会という職に就いたときから感じておりますが、各課の連携、横のつながりがなかなかそうならないと前に町長もいわれましたけど、この部分は、わたしはとてももどかしく感じている部分が強くて、一般の企業であれば、ある程度横のつながりというのを重視している部分もあるんですが、行政職はそうはいかない部分もあるんでしょうけれども、人数が少なくなってるっていう状況を鑑みれば、やっぱりどこかにそういう部分というのは必要なかなという部分を感じています。

それから3ページにも書いてあったのが、職員の意識の改革というのが書いてあって、そこに書いてあるのは、当然至極あたり前のことで、それを今から推し進めていってほしいなという部分があって、その部分には今町長もいわれました、ベテラン職員が退職や離職をされていくっていう形がありますんで、ぜひ職員のみなさん方には向上心を常に持ってですね、業務に当たってほしいな、上をめざすという気持ちを持っていただけると大変嬉しいなと思います。日々なんかここへ来れば仕事みたいな感じではなくて、いつか俺は町長になるんだくらいの気持ちを持っていただけると嬉しいなと思いつつながら、この文書を読んでいたもので、エールのつもりで聞いていただければと思います。

○町長 まさにおっしゃるとおりであります。ただ一つね、その解決策ではないけど、横のつながりの話の改善策として、今、それまでは毎日朝の朝礼っていうことで、僕とその日の事務の打ち合わせを副町長と毎日するんですけど、その日の事務とかそれぞれの情報交換というかね、昨日こんなことがあったけど、これはなにかという話をして、各課に聞いてみてくれないかとか、各課に指示出してくれないかとしていたんですけど、それを今、1年ぐらいなるかな、1年弱くらいだと思いますけど、要するに横の連携をもう少し密にせんにゃいけんという気持ちがあって、今度は毎朝課長、主だった課長はみんな来るんですよ、町長室に、そのときに、日頃の僕の物事の考え方とか、全員には関係ないこの人の管轄の仕事を、いろんな情報もわざとその場でいうようにしてるんです。でその人もそれに答える、そうすると、こっち人は直接関係ないんですけど、耳で聞きますよね、今この町の中で何が起こっているんだ、今までそれが無いかわりに縦割り、いつもいわれる公務員は縦割り、それは確かにそういう面があるので、あったんで、今は全員集めて、あえてみんなの前でいろんな話をする、この人はそれはこういう事情でできませんとか、でもそれはそれでいいんですけど、こういう事情で、今度何月頃にはこんなことができ、今こういううちの課でこういう問題が起こってます、昨日こういうクレームがありました、ようなことをみんなの前でいうんです。そのことが、今よその課でこんなことが起こっているんだな、それじゃ側面的にこういうフォローができるなということをもみんな共有できるということで、約1年間毎日朝の8時半から、長いときで20分ぐらいになるけど、大体5分か10分ぐらい、情報共有してい

ます。その効果がすぐ出るか出んか分かりませんが、何がしかそうやってよその課のことまで耳に入れば、後で援護射撃ができたりするし、今度はこれが回って、自分のところに何か問題点が回ってくるよということは予測ができるということですね、私は効果が絶対あると思っているんですけど、まずそういうことで横のつながりは確かにいわれるように縦割りが、公務員の世界は縦割りが多いといわれるけど、そこを何とか横串をさしてですね、改善には努めているということです。

○委員長 他に質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第3号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第4号、阿武町一般職職員等の旅費に関する条例の審議に入ります。これに関して、質疑はございませんでしょうか。

○市原委員 何かちょっと唐突感があったものですから、なぜ今これと思った部分が単純にあったものですから、短くて結構ですので、答弁いただければと思います。

○副町長 この議案につきましては、まず平成の大合併のときにですね、単独町政を維持するために、職員等の旅費も含めてですね、いろいろ経費の節減をしてまいりました。その一環として、旅費においても経費の節減を図っていくために、平成17年から、旅費については実費精算を基本としてきたところであります。

本来であれば、もう少し早くに改正を行うべきところでありましたが、ご案内のとおり3年前から新型コロナウイルスの影響により、出張等が激減しておりましたが、いよいよ国の方針においても、コロナに対する規制が緩和されて、人の動きも活発になり、出張も増えてくることが予想されるところでありますので、今回上程させていただいたと、また、物価高騰等により燃料代等も値上がりしている状況の中で、他市町と比較した際に、現行の阿武町旅費支給条例においては、幾ら出張しても実費のみで、手当ても何も支給されないため、出張すれば出張するだけ個人の出張費がかさむ、経費がかさむ状況で、今後、他市町と比較した際にはですね、あまりにも格差が生じているということで、今回、コロナ対策の緩和による時期を鑑みて、新年度から時代に沿ったものとなるよう、山口県の条例を参考としながらですね、近隣、近隣といえば大体お分かりだろうと思っておりますけれども、近隣市と同じ内容になるようにですね、新たに条例を制定しようとする

ものであります。

なお、今回の改まさによりですね、旅費等の支給につきましては、一般職職員の他、特別職及び議員のみなさまにおいてもですね、適用されることとなりますので。よろしく願いいたします。以上です。

○委員長 他に質疑はありませんか。

○委員長 質疑は無いようですので、こちらも原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第4号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第5号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例の審議に入ります。これに関して、質疑はございませんでしょうか。

○委員長 質疑は無いようですので、こちらも原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第6号、阿武町お試しサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の審議に入ります。質疑はございませんでしょうか。

○市原委員 サテライトオフィスの件なんですが、以前にもちょっと聞いたような気がしますけれども、話がかり等があれば教えていただきたいと思います。

○まちづくり推進課長(藤村憲司) これについては相手もあることですが、委員会という席でございますので、今お話があるのが、東京のIT企業で株式会社クロスオペレーションというところであります。代表が田中亮大さんとおっしゃって、阿武町の職員と縁故があります。資本金2,000万円で業務改善クラウドやDXの伴走支援、オペレーション改善による業務効率化を主な事業としておりまして、従業員は50人程度と聞いております。本来であれば、今年に入って早々、社員2人がサテライトオフィスの施設で1ヶ月程度滞在の予定でしたけど、ちょっと諸事情により年度をまたいで新年度に来られる予定でございます。

○委員長 他に質疑はございませんか。

○白松委員 第10条の5番第1項の使用料には、使用料というのは1月50,000円と設定されておられますが、光熱水費、通信費等を含めるということですか、ど

のような内訳で試算されておられますか。

○まちづくり推進課長 内訳というのは、先ほど申しましたように、仮にその社員が2名来られて1ヶ月滞在するとして、その期間に使う電気代、水道代、下水代、そして光ファイバーを設置しておりますので、その使用料ということでございます。家賃プラスですね、家賃に加えて。

○白松委員 家賃は固定されているんですね。

○まちづくり推進課長 これについては固定しております。これはお試しでありますので固定です。

○白松委員 例えば光熱水費が上がっても50,000円を超えるということはない。

○まちづくり推進課長 特別なことが今後あればですね、また考えていかないといけないと思いますけれども、まずは、実際に阿武町にきていただいて、どういう環境なんかというのを体験していただくというのがこの施設の目的ですので、そこまでシビアに収支ということでは考えておりません。

○委員長 他に質疑はございますか。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第7号、阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審議に入ります。質疑はございませんでしょうか。

○農林水産課長(野原 淳) すみません、最初にちょっと説明させていただきます。お手元に横長の資料、今朝お配りしております。

これはですね、山口県が平成元年度から3年度にかけて、清ヶ浜の遠岳キャンプ場、野営場といっておりましたけれども、こちらにですね、キャンプサイトを整備した施設があるわけですけれども、これの譲与を受けた12施設の一覧表、それから、次のカラーのものがですね、元年と2年にキャンプサイトとして整備した施設等がはいっております。もともとテントサイトはですね、平成2年度に整備されておりますが、15サイトございました。これを近年キャンプのやり方が随分変わってきたというところで、昨年からですか、5サイトに変更してやっております。この中に入っておりませんが、平成7年か8年にですね、車で

上まで上がれるように改良しておりますけども、これは阿武町が単独で、県の許可を受けて改良したものでございます。それから3枚目がですね、3年度に整備された歩道の配置図ということになっております。図面が反対になっておりますので、逆さまにさせていただいて一番左の案内標識というところ、ここが遠岳野営場の拠点でそれからずっと上へ上がってっております。

これをですね、従前から阿武町が管理委託を受けていたものでありますけれども、なかなか県の許可を受けながら何かをおこす、そういった形でなかなか融通が効きにくいということがありまして、県にですね、阿武町に譲与していただけませんでしょうかというような協議を重ねまして、昨年中にいろいろ話がまとまりまして、今年1月1日付をもちまして、県有財産譲与契約書これを解除させていただきました。それと、各施設の設置の協定の解除と、土地の賃貸借契約も県とは全て解除して、土地につきましては、阿武町の個人の方、施設につきましては阿武町のものということで譲与を受けましたので、ご報告させていただきます。これからはですね、この設管条例にありますように、KIYOGAHAMAベースという名前のもとに管理をしていくということで、今後はですね、まちづくり推進課の方で管理をしていきますので、ご報告をしておきます。以上です。

○委員長 他に質疑はございますか。

○委員長 特に質疑がないようですので、こちらも原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第8号、阿武町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の審議に入ります。質疑はございますか。

○市原委員 福賀で最初に生まれたシステムでありましたし、他の2地区はどうなるのかなという一つの不安なところもあったり、うまくいくのかなという希望の部分もあったりして、こうして正式に立ち上がっていく形を見ていくと、何か嬉しいような気がします。ふくすけ便の方たちにもちょっと聞くけど、やっぱり、今後連携が取れていくと面白いよねっていう話もされていまして、何かそういった思いを持ってらっしゃるのかなというところはありますか。

○まちづくり推進課長 ふくすけ便の立ち上がりについては、市原委員もそのメンバーでありましたのでご存知だと思いますし、ここには池田委員また西村委員、

なごやか便、また、ふれあい便の関係者の方いらっしゃいますので、このことはまず、自主性を尊重して各地区の互助の精神でスタートしたというふうに思っております。ふくすけ便が大きなテンプレートとなりまして、料金や時間など、大きな仕組みはほぼ同一であろうかというふうに思っております。電話受付とかです、配車のオペレーションみたいところが、全町態勢が整えば、私どもの町としてはですね、近いうちに一体化するのも望ましいのではないかというふうに考えております。

○町長 補足です。今、LINEを使って予約システムということになっておりますけれども、これもいつかいったかも知れませんが、各所にオペレーターがおるっていう話なんですけど、3ヶ所それぞれに、でも何時ぞやいったように、例えば近鉄タクシーさんを雇うのに、きていただくのに、電話かけたオペレーターが阿武町の人かどうか分かりませんが、タクシーは立派に来ます、目的地まで行ける。ということは、特にふくすけ便というのは、ほとんどがもう大方の人が同じ人だと思うんですよ。いつも病院に行く、いつも買い物に行く、9割方は同じ人で新規の人はそんなにいない、いつもの人、そうなると、そうオペレーションが難しいわけではないと私は思います。ですから、今は所の人がオペレーションするけど、もしかしてまとめて、さっきの近鉄タクシーの話じゃないですけど、阿武町の人じゃなくても、極端な話オペレーションできるというふうに思うんです。ですから、いずれそういったところに集約していくことが必要とあれば、できるだろうというふうに思いますが、ただ今、意を用いておこなきゃいけないのは、このことを進める中で、そもそもの出だしが福賀のふくすけ便のように、地域のみなさんが、自分たちで自分のできる地域に貢献することは何かあるかというような中で、日頃、例えば何とか会の委員とか、そういうところに出てくれる人たちは、大体決まったような人たちが出てくるというふうにみなさまも思ってもらえると思うんですけど、そうじゃない人たちが、今までにそういったところに出てきてない人たちが、ふくすけ便のときから、それぐらいのことならやってみたいな、やっておられる地域貢献できる自分も、誰も同じですけれども、自己実現あるいは地域貢献したいという気持ちは誰も持っているんですね、多くの方は、それがなかなか発揮する場がない、それが、このふくすけ便のときは運転、何か小難しいことをいうわけでもなしに、運転してもらえませんかといった、安全に運転することならできますよというように感じて、新しい人材が年関係なしにですよ、新しい人材が私は生まれたと思っております。ですからこれは頃素晴らし

いことだろうと思っております。そのことが、今後、奈古でも宇田でも運転手のメンバーを見てもですね、今まであまり名前を聞かなかったような人たち、公のところに出てこられなかったような人たちが名前を並べておる。これは、本当にある意味人材発掘が今できたと思っているんです。ですからこれは、しっかりと、役場が旗振ってですね、やることはできますよ、そりゃできるけど、それやっちゃいけないということで抑えて、とにかく、自主性を尊重してやってくださいというふうなことで進めてきて、やっとそれがやっと今ここに4月から動きはじめるということで、私は素晴らしいことだというふうに思います。ですから、あまりはじめから効率ばかり求めて、まとめてここでオペレーションしますというような、こちらからあまりいいたくないという本音がありますので、地域の方でこれやったらできるよ、一緒にまとめてやりましょうよという話が出たらですね、それはまた考えていくというふうな格好ですね、当面そういう話が出るまではこの形で進めていく、そして、中のこの37ページに議案書の37ページに細かい運行方法がありますけど、それぞれところの話し合いで、例えば時間あたりが、福賀は6時から20時となってるんだけど、宇田じゃ7時から20時、奈古は8時から20時というような、それぞれの話し合いの中で、そこに従事される方がこれでいこうというふうに決められたんで、これを今ここで統一するとかそういうことをせずに、それは自主性に任せていくべきであろうということで、あとはあんまりそう違いはないというふうに思いますけども、待ち時間のこととかいうことは若干違ってくるように思いますけども、そういうふうな感じですね、取り組みについては、しっかりと町としてもフォローしていく、本当に新たな人材・人作りができてきておるというふうなそういう視点も含めて、しっかりとフォローしていきたいというふうに思っております。

○西村委員 さっきも課長さんの説明がありましたけど、運転者さんの気持ちはすごく不安だといってんです。宇田は6人だから、誰も葬儀があつたり、婚礼があつたり、集うたらどうしますかっていわれたんですけど、それは、その時は運転できんっていわんにやしょうがなかりと、そういう話までいきました。だから集いがあれば、それはしょうがないね、運転者さんもすごい負担がかかってきてるんで、私はバスの運転手さん6人のうち3人はかなりベテランです。家が分からんとかいわれますから、地図をあげるよといわれてるし、慣れたらすぐわかるいねといいながら会議したんですけど、やっぱり、何事もこの立ち上がりは不安なようで、その辺だけは理解していただきたいと思います。

○市原委員 さっき連携といわれてたけど、連携という意味が全然違っていて、例えば福賀から宇田に行きました、お客さんを下しました、帰りはお願いしますよということが簡単にいえるかどうか、今は何かもう一度迎えに行ったりとかもしてるような節もあるみたいで、そうなる結構二度手間になってしまって、それがお願いできるというような連携が取れるのであれば、今後はそうしていけば、福賀に来られたら僕らも別に奈古にも連れていけるしといういい方をされてきました。一つにしようなんて全然思ってませんから、逆にそれぞれがあるのが個性だと思うんで、各地区にそれぞれにあるべきだと思います。

○町長 後は話し合いの中でできますね。

○まちづくり推進課長 市原委員のおっしゃるとおりだと思います。なお、ちょっと紹介させてほしいんですけど、4月1日からスタート運行開始をします。あいにく土曜日なんですけれども、奈古と宇田郷と同一のスタートということで、出発式を町長参加で行います。9時に役場前本庁前で、みどり保育園の園児にもきていただいて出発式を行います。時間ずらして、10時半から宇田郷のふれあいセンターで、銭太鼓、さくら会の方へもきていただいて出発式を行いたいと思いますので、ぜひ議員のみなさまにもきていただければと思います。

○委員長 他に質疑はありますか。

○委員長 これに関しては、自分の仕事中に港にいと、おじいちゃんがちょこちょこってやってきて、近鉄タクシーがなくなるけど、これからどねーしたらえんかいのといわれたので、それは、今町の方で福賀みたいなものをやろうとしてますよっていう話をして、やっぱり期待してるというか、これを待ち望んでるという方はいらっしゃると思います。連絡方法とか、割と高齢者の方が今までのタクシーと変わらず、電話での予約だと思うんですけど、電話番号とかわかりやすい資料や説明というか、多分おそらく広報とかで配られるようになると思うんですけど、そのあたりを防災無線なんか使ってしっかりやっていただければという要望です。

○まちづくり推進課長 今、松田委員がおっしゃったように、広報3月号で、広報紙面とチラシとでお知らせをします。もちろん防災無線でもお知らせをしますし、こういった電話番号を書いたステッカーを各家庭にそれぞれお配りする予定としております。

○委員長 他に質疑はありますか。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということで

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第9号、議案第10号、こちらは関連性があると思われれますので、一括して審議を行いたいと思います。質疑はございませんか。

○池田委員 条例的な部分じゃ無いですけど、放課後児童クラブの関連で質問したいんですけど、今どれぐらいの人が利用されているのかと、後、家庭的なこととかもあるし、保護者の方々が働く環境にも影響すると思うんですけど、その利用する家庭の保護者の意見も集約されていると思うんですけど、そういう集約された意見をどのように反映しているのかを教えてくださいと思います。

○健康福祉課長(矢次信夫) 3月1日現在の利用者数になりますが、阿武児童クラブが39人、それから福賀児童クラブが8人です。意見の収集・集約方法なんですけど、担当がですね、月1回職員会議をやっておりますので、そちらの方に出向いて、職員の方とですね話をする中で、こういった保護者から意見があったよという話もしております。それから当年度末にですね、児童クラブを利用されている保護者の方を集めて保護者会をやっております。その時には、直接ご意見等を聞くようにしております。これまでですね出た意見ということなんですけど、以前ではお迎えの時間延長、元々6時だったんですが6時半にしてもらえないかという意見がございました。それから夏休みとか春休みのお弁当、これもですね、お弁当を持ってきてもらってたんですが、給食にできないかという話もあったようです。その際にはですね、アンケートを実施して、お迎えの時間については、6時から6時半にいたしました。それから、給食にできないかということについてはですね、これちょっと無理なんで、846さんに相談したところですね、週2回程度ならお弁当は持って行きますよとご理解をいただいたんで、週2回だけは、個人によって注文する注文しないはあるんですけど、注文される方は1回330円ですね、注文ができるようにしております。

福賀地区もですね、その後石丸さんの方で同様にやってくださるということで、今年度についてはやったところなんですけど、ご案内のとおり亡くなられたんで、ちょっと来年度はどうなるのかなというところなんです。以上です。

○委員長 他に質疑はございませんか。

○委員長 では、こちら、議案第9号と議案第10号は特に質疑がないようですので

で、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第9号及び議案第10号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 そろそろ1時間経ちますので、休憩の方に入りたいと思います。

休憩 10時00分 再開 10時10分

○委員長 それでは引き続き、議案第11号、阿武町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審議に入ります。これに関して質疑はございませんか。

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第11号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第12号、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審議に入ります。これに関して質疑はございませんか。

○市原委員 確か、阿武福祉会からの依頼であったというふうに伺いましたけれども、利用者の定数を減らせる、減らすという意味がちょっと、私勉強不足で分かっておりませんので、空きがあると問題なのか、そういう意味なのかもしれませんけど、ちょっと教えていただければと思います。

○健康福祉課長 本案件はですね、いらお苑の小規模多機能型居宅介護、これ介護保険対象のショートステイになります、これを定員を5人から3人、それから認知症高齢者グループホームの定員を7人から6人に変更するものなのですが、現行の定員だとですね、夜間の職員を常時2名配置しておかなくてはならないようです。この夜間の職員がなかなかですね、介護職員の不足で、配置ができないという現状がありまして、この夜間の職員2名を1名にしようと思ったときにですね、ここまで定員を減らさなきゃいけないということで、今回要望がありました。夜間の職員を本来2名のところを1名しか配置していないことですね、介護報酬の方が3割カットになっております。3割カットをするよりは、定数を減

らして満額、当然定数が減ることによって介護報酬が減るわけなんですけど、それでも満額もらった方がですね、多く報酬が貰えるということです。

ちなみにですね、3割減の現段階の状況が、介護報酬が2,100万円です。定数を減らして満額貰えばですね2,300万円くらいに大体なる見込みです。

そうしたときに、定数を減らしてですね、利用者が困らないかという問題が出てくるかと思うんですが、現段階でショートステイの方はですね、令和2年度の2月末の数字なんですけど、大体延べ559日間、1.67床平均で使っている状況です。開設当時はですね、2.7床ぐらいの稼働率だったんですけど、今それが1.67床くらいに落ちてますので、これを5人から3人に減らしても十分まわりますよということらしいです。

それから認知症グループホームについても、3月1日現在で、ちょうど7人の定員のところが6人の入所になっている状況ですので、これを機会にですね、4月1日から定員を変えてもらえないかということでした。以上です。

○西村委員 現実、小規模多機能とか、グループホームに入りたいなという現状はどうなんですか。

○健康福祉課長 当然これはですね、社協さんの包括支援センターの方からですね、ケアマネ等そういったものもおりますので、そういったところがそういった利用したいという方の意見を聞いて、持って上がってくるようになるんですが、そういった方がたくさんいるというわけではありません。

○西村委員 施設は何か待機待ちとか、よく冗談というか会話の中で聞くんですが、こういう多機能とかグループホームというのは介護がいるというふうに感じるんですが。

○健康福祉課長 特に認知症のグループホームについてはですね、要望があるかと思えます。ただ、まだまだ自宅でできる方もいらっしゃいますので、要望イコール直ぐいいよというわけにもいきませんので、その辺については、要望は上がっている方はいらっしゃいますが、早急に入らなきゃいけないという方はですね、調整をしたりしながら、例えばグループホームからですね、認知で介護が必要になるというような方にですね、特養に移動してもらって、その後に本来は入れる人を入れるということですね、その辺の調整はしておるようです。

○委員長 他に質疑はございますか。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第12号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第13号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審議に入ります。これに関して質疑はございませんか。

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第13号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第14号と議案第15号は関連があると思われるので、一括で審議をしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、一括して審議を行いたいと思います。

議案第14号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、及び議案第15号、山口県市町総合事務組合の財産処分についての審議に入ります。この2件に関して質疑はございませんか。

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第14号及び議案第15号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、発議第1号、阿武町議会の個人情報保護に関する条例の審議に入ります。こちら質疑はございませんか。

○米津委員 私は反対です。

○委員長 米津委員から反対という意見がございます。質疑に関しては、特にありませんか。

○委員長 反対の意見がありましたので、原案のとおり可決すべきかどうか、挙手にてお諮りしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○市原委員 米津委員に反対の理由を聞かなくていいですか。

○委員長 理由をお願いします。

○米津委員 一応提出した文書があるんですけども、反対理由は、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱い等に関する共通ルールが設定されたのに伴って、阿武町も従来の保護条例を廃止し、新たに阿武町個人情報保護法施行条例を制定。これに伴って、議会独自の個人情報保護条例も新たに国の方針に沿って制定されるものと解釈します。これは国が進める、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護条例は原則廃止され、地方独自の運用が認められる一部の事項以外は、改正法が適用されることになったことを受けた条例改正です。

まず主な理由としては、デジタル改革の名で、自治体国も含めてですが、そこが持つ膨大な個人情報を外部提供した企業にA Iで分析させ、儲けの種にすることが目的だと解釈しております。

長年にわたって、各自治体が築いてきた個人情報保護の優れた到達点を、まずリセットし、全国統一ルールのもとに一元化をして、データ流通の支障をなくそうとしているのです。つまり、データをどんどん利用していくということです企業が。

自治体が保有する個人情報は、公権力を行使して取得したり、申請・届け出に伴い義務として提供されたものです。こういう情報が、企業の顧客情報とは比べ物にならないものです。それを匿名加工したとしても、企業の儲けのために外部提供することはいかなるものかなど、これは行政の仕事ではないと思います。

2024年4月からは、すべての都道府県にどんなデータを持っているかの個人情報ファイル簿を公表し、民間事業者から利用の提案を募集し、審査・契約を経て、個人情報を匿名加工して、民間事業者の利活用に提供することが義務付けられています。基本的に自治体が持つ個人情報を、儲けの種のため企業に差し出すようなことをしてもいいのか、そういう意味から、今回の改まさには賛成できません。

○委員長 今、米津委員から反対とその理由について、発言がありました。

その他、質疑はございませんでしょうか。

○市原委員 私は、これを発議した者としましてですね、今、米津さんがいわれたことを、少し聞きたい部分もあるので、今いわれました内容をよく聞きたいなところ、外部に提供した企業というのは例えばどういう企業ですか。

○米津委員 決まってないですね、ほしいといわれた企業、要するに、その情報

をもとにして、利潤を得るところということです。

○市原委員 到達点をリセットしたっていわれましたよね。

○米津委員 各自治体が持っている、各自治体が実態に応じた処理によって情報を管理してますよね、それを一旦なくしてしまう、なくしてしまうというのはおかしいですね、全部統一してしまう。

○市原委員 統一したら、何かまずいのでしょうか。

○米津委員 統一すること自体は100%まずいとはいいませんけれども、その一番最後にいった儲けの種にする、そうすることによって、全部統一することで国が一元管理をして、国が提供するわけですね情報を。

○市原委員 それと阿武町議会は、何か関係してきますか。

○米津委員 そういうことをさせないためにです。

○市原委員 データを持って、個人情報ファイルが云々っていうふうにいわれましたけれども、この中のどこかに書いてありますか。個人情報ファイルに関することが、どこに書いてあるかご存じですか。読んでらっしゃいますか。

○米津委員 全般にということです。

○市原委員 例えば、15条に匿名加工情報の取扱いに関する事務というふうに書いてあります。そこではじめて出てくるんですけど、ここには、ちゃんと第三者に提供してはなりませんとか、適切な処置を講じなければ、外部に漏れることを強く禁止していますとかいうふうに書いてあります。一応読んでいただかないと審議にならないです。個人情報の作成及び公表というふうにもこの中にも書いてあります。米津さんいわれたようなご心配もあると思うんですが、今国の方で、DXという形で進められておるのは、ビックデータというものなんですね、ビッグデータっていうのを聞き覚え、耳ざわりが今まであまり聞いたことのない方もいらっしゃるでしょうけれども、私は10年ぐらい前に、NHKでNHKスペシャルという番組があって、震災のビックデータはいかにして生まれたかという番組を見ました。このときに、各企業からいろんなデータを、例えば新聞記事だとか、グーグルで検索したワードだとか、それからNHKがニュースで報道した言葉の一つ一つだとか、本田技研はカーナビのデータを提供しています。その番組でやったのは、そういったさまざまなデータを一堂に集めて、その時震災で、人間はどうやって動いて、どこに移動して、何をしようとしていたのか、こんなことが危険につながったんだよっていうことを、つぶさに知ることができました。つまり、これはビックデータという世界ですね。せっかくあるデータをみなさんと共

有して、いいことに使おうと、それを儲けといわれてしまえば、確かにその中には企業が入っていて、何かしらの儲けに繋がることもあるかもしれません。でも、今そういうことを云々いってる時代ではなくて、米津さんも携帯電話を多分お持ちだろうと思います。携帯電話で位置情報をオンにしていると、さまざまな情報を実はそれは持っています。国じゃなくてグーグルというところが持っていたり、携帯電話の会社の方がそのデータを持っているかもしれません。そうやって知らず知らずの間に個人の情報というのは、いろいろなところで漏れている、その漏れている情報を、いかに管理しようかってしてる部分がこの保護法の元になっているもので、今いってることはとってもでかい話なので、実は国政レベルの案件の話、この場で制限したところで、あまり意味がないっていう部分はあると思うんですね。100歩譲って1号議案では反対発言されましたけれども、町議会の方、議会の中でこれを反対して止めてくれという話には、決してそれにはならないと思いますし、この市町村の議会ではいつからこの公表、先ほどいわれたデータの公表というのがいつからデータの公表するかも含めて、まだ未定の状態になっていますし、総務省の資料によりますと、個人情報のファイル簿は、1,000人以上のデータから公表するというふうに規制されています。ですから、先ほども副町長からも説明がありましたように、1,000人という、阿武町議会はおそらく全く該当しないんですね、このデータを外に提供するという部分ですね、これは該当しないんですね。ましてや、今回の条例に従って、国がそうやって個人情報のルールを超えたときに議会を外してしまってるものですから、全国議長会の方からも入念に検査をして条例の案を作ってもらって、それでその上にある法律と合致していかないといけないですので、そこは素人がついやりろうとしても、それは米津さんは詳しいのかもしれませんが、私は申し訳ないが素人なので、そういった条例なんかは難しく、入り込めないと思うんですけれども、せっかくそういうものができているので、やっぱりそれに従っていくべきだろうなというふうに思いますので、是非ともこういったことは進めていくべきだろうと思うし、阿武町議会でも同じようにこの新制定がされることを強く願っているところでありますので、議員のみなさんにはご賛同をいただけるものと思いますので、なにとぞ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○町長 ちょっといいですか、発議だからあんまり口出しすべきでもないんですけど、手順として、米津議員が議会事務局に宛名のない反対しますとかいう書類を出されましたよね。あの意味が全くわからないというか、宛名もなけりや、

阿武町議会議員米津と書いてあるだけですけれど、宛名のないものをですね、議会事務局に出して何の意味もないと思います。そこで読まれるのはいいですよ、私は手順がもうそれ出して何の意味だろうかと思ったんですけれど、宛先がないものを議会事務局に、これコピーして配ってくださいといわれたのならそれかもしれないけど、何でもなしに議会事務局に持ってきて、今読まれた原稿ですね、持ってこられて、それに何の法的な意味があるか全く理解不能と思います。ですからちょっとやり方っていうかね、そういうのはちゃんと議会のルールに乗っかってやらないと、みなさんが今いろいろ口でいわれた、一部を口といわれたと思うんですけれど、書いてらっしゃることをね、それを議会事務局に出したって、それ何の意味があるかわからんですよ、制度あるいは法的にですよ。ですから、それはちょっとやり方を、そういう主張をされたいのであれば、そのようなやり方というルールに乗ったやり方をされないと、それはただのこれ何だみたいなことになりますよ。それが今の反対意見をいうのであれば、これを今度こういう反対意見をいいますから、これコピーしとってくださいと議会事務局にいわれるんだったらいいですよ、これを配ってくれと、このときに、それやったらいいと思うんですよ。でも、何だこれはみたいな、宛名が無いんだから、そういう感想です。手順としての感想、中身のじゃないですよ、やっぱりやられるときには、ちゃんと手順として有効なやり方をされないといけないと思います。中身の問題じゃないに、手順として。

○**米津委員** 町長にいわれたとおりのかもしれませんが、質問があれば議会事務局の方にとありましたので、意思の表明としてですね私は出したということです。

○**町長** ちょっとやり方をね、考えられた方がいいと思います。今のままじゃ何かよくわからない文書ですからね。

○**委員長** 特になければ採決の方に入りたいと思います。発議第1号、阿武町議会の個人情報の保護に関する条例について、原案のとおり可決すべきものとするかどうか、賛成の方は挙手願います。反対の方は挙手願います。賛成が5で、反対が1となりましたので、発議第1号については、可決すべきことと決しました。

○**委員長** これからは、予算審議に入ります。それでは、議案第17号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第6回)の審議に入ります。

○**西村委員** 会計年度任用職員、地域おこし協力隊の報酬など、7,184千円の減額となっておりますが、減額が多くて当初計画との開きが大きいと思いますが、詳細な説明がいただきたいです。

○まちづくり推進課長 お手元にA4縦で資料をお配りしておりますけれど、取扱い注意ということにしておりますけれども、令和4年度の阿武町地域おこし協力隊、集落支援員の名簿を載せております。

大きな700万円の減額ということではありますが、当初、今のメンバーに加えて、漁業の振興、そして、また、まちの縁側ということで2名の新規を考えておりました。一方で、残任1年契約の3年までということですが、キャンプフィールド、まちの縁側に関わっておった、具体的に、田代、元永という協力隊がですね、諸々の都合で2年満了の7月で退任をしましたので、8月以降の部分が減額となって、合わせてこのような金額になったところでございます。

○西村委員 説明というか、なかなか直に会わない人もいるし、こういう人がおってんやなと周知するため、時々はアピールというか、そういうものがあればいいと思います。

○まちづくり推進課長 改めて説明しましょう。一部で農林水産課関係もありますけれども、まず1番目、まちづくり推進課、藤尾凜太郎君です。コロナの特殊事情の中で、4年在任ということになりましたけれども、今、宇田郷の宇田浦の方でお世話になっておりますが、無角和種の振興に深く携わっております。なおこの4月からは新年度からはですね、集落支援員ということで、引き続き無角の振興に携わっていきます。

次に、農林水産課、岡田健太さんです。今3年目でございます。宇生賀中央でお世話になっておまして、自伐型林業の推進業務ということで、3月で卒業ということで、自立されるように聞いております。

同じく農林水産課、古金竜弥さんです。福賀の中村でお世話になっておまして、同じく自伐型林業の推進業務ということです。本年12月までが任期ということになっております。

まちづくり推進課で佐藤龍助さんです。この方も宇田中央の空き家の方でお世話になっております、まちの縁側推進プロジェクトということで、当初はカフェでありましたけれども、今は生産者といろいろ道の駅と出口を繋ぐということで、マルシェ等にも関わっております。今2年目でございます。

農林水産課で兼安奈美さんです。奈古の水ヶ迫ということです。畜産振興全般ということですが、無角に関わっておりますけれども、場所は主に農林水産課の方におります。

ちょっとこの下は紹介です。本年4月1日以降でありますけれども、まちづく

り推進課の方で、時光 希さんであります。まちの縁側キャンプ場体験プログラムの運営に関わるということで、今年の2月11日に町長も出席をされましたけれども、萩市と一緒に海辺の町に会いに行くというタイトルで、移住イベントが東京で開催されまして、それにおられた中で、阿武町を知って観光の方に関わりたいと、特にあぶナビの方のサポート支援をする予定でございます。

この他に引き続き、漁業の振興等で今募集をしているところであります。

併せて集落支援員でありますけれども、まちづくり推進課で吉岡風詩乃さん、宇田浦でありますけれども、集落支援員については年の定めがないんですが、一応5年を区切りとしておりまして、本年3月をもって退任ということになります。主に阿武町暮らし支援センターshiBanoのスタッフであり、奈古浦地区を中心とした集落点検の活動をしておりました。

そしてまちづくり推進課で矢田英和さんです。奈古の美咲の方、Iターンでありますけれども、家を建てておられます。ご案内と思えますけれども、ABUキャンプフィールドのマネージャーということで、活躍をいただいております。任期につきましては、3年任期ということであれば、本年6月末まででございます。

その他に集落支援員として、移住サポート、1/4ワークスのコーディネーター等で募集をしているところです。以上です。

○西村委員 すみません、4年度が地域おこし協力隊の2人の募集中、集落支援員の方も募集ということになっているんですよね、

○まちづくり推進課長 吉岡さんの代わりの方と、さっきいいました移住サポート、1/4ワークスのコーディネーターということで募集をしております。

それと、今ちょっとなかなか顔が見えないということもありまして、みなさん方に深く関わりを持ちたいと思えますが、先般、市原委員さんからもご質問があって、若者とかですね、よそものとかですね、地元の方々の交流会ということもありましたので、本年度はそういったことを、例えばキャンプフィールドとかカフェあたりですね、企画もしたいと思えますので、またその節にはご参加いただければと思います。

○西村委員 佐藤さんはですね、ところだからラジオ体操とかに出てんですよ。そういうお年寄りが、キャンプフィールドに行くわけでもないし、やっぱりところで馴染んでもらうのも必要なと思うんです、そうしないと、顔が見えないというのもあると思うんです。

○まちづくり推進課長 そういった思いもありまして、大原則は空き家というこ

とで、町営住宅ではなくてですね、集落の方に軸足を置いて、活動の他にもですね、集落の一員として活躍してもらえるように、心がけていくということでございます。

○西村委員 馴染んでもらうというか、顔を出せばあの人よとわかるんで、ちょっと見えない部分もあるのかなと思います。

○町長 補足です。前にもいったかもしれんけど、私どもとしては、地域おこし協力隊の制度というのは、1年更新ですけど最長で3年、今コロナの間については、コロナで十分な活動ができなかったというふうなことも込めて、プラスアルファの1年とかできるようになって、4年ぐらいできることになりましたけど、最終目標は全てじゃないけど、卒業後は自分で起業をして、その地域に、地域というのは阿武町なら阿武町の中で、定住していただくというのが一つの大きな目標です。全てがそういうわけにいかないわけですけども、大きな目標はそれ。そういう意味も含めて、あえて町営住宅とかはなるべく使わずに、要するに空き家、その中で各集落の中に入れてもらいたいというふうに、今まさに今のお話だと思います。それも、それは家があるのは奈古が多いけど、そうはいつでも、そこそこに分かれてもらいたい、今現に住所を見られたらわかるように、分けてるんですね各地区に、分散して住んでもらっておるというふうなことで、卒業して、例えば田代さんとか、宇生賀で結構ね、いろんな活動されて、いまだに活動されてるし、これで吉岡さんも卒業して、今度は就活写真じゃないっていうか、遺影写真みたいなものを中心とした営業をやっていると、それにいろんなものを組み合わせさせてやっている。前になれば、中村龍太郎、えのんですね、そういったあれは夫婦で子どもが今2人かな、定住してくれているというふうなことで、やっぱりちゃんと目的に沿ったようにやってくれてるし、中村君なんかはこの前話したら、町長、心配せんでも僕はどこにも行かんからねといいよったですから、お一頼むどと話したところですけど、そういうことですね、やっぱりそれなりの効果は私はあると思ってますし、やっぱりそういう人たちが町の中に居るということは、若いから、我々も活力を貰うし、地域の方々もさっきの話みたいに、活力を貰えるんじゃないかなというふうに思いますから、今からもこの制度はしっかり活用していきたいなと思っております。

○市原委員 UIターンの就業支度金だとか、結婚、出産、各種奨励金の増減だとか、この結果が示すものっていうことで、何かご説明があれば伺いたいです。

○まちづくり推進課長 みなさまのお手元に、阿武町定住奨励金の実績というこ

とで、掲げさせていただいております。字が小さいので恐縮ですが、上の方が元年2年3年4年度の実績でございます。まだ年度途中でありますけれども、定住奨励金については年3回、四半期ごとで申請をまとめて審査をするんですけど、手続きを暦年でやっていますので、これでしまった形でございます。

令和4年度で申しますと、ちょっと残念ながらUターンというのが力を入れたところではありましたが、結果としてゼロでありましたけれども、一方で、Iターンについては17件24人ということでした。

そのほか就業はないはずはないんですが0件、結婚祝金が1件、出産祝金が8件、そして住宅取得補助金の新築が2件、中古が4件、空き家リフォーム補助金で、リフォームが3件、不要物の撤去が2件、結婚生活、国の制度でございますけれども、結婚新生活支援補助金が1件、家賃の補助金が2件あったところでございます。ちょっと年度のいちいちは申し上げませんが、見比べていただけたらと思います。

○市原委員 これが別に、その直接に大きな影響を与えるとは思いませんけれども、後押しになればという部分だろうと思いますので、しっかりアピールしていただいて、活用していただければなと思います。よろしくお願いします。

○市原委員 若者お気楽交流事業補助金、私が好きそうなネーミングなので、どういったことを考えてらっしゃるのかなと思って質問します。

○まちづくり推進課長 花田町長の肝いり事業ですが、ちょっとコロナですね、ちょっとここ数年活動ができておりませんでした。阿武町に若者交流グループ、SANY ABUというのがあります。発端でことが起こったときに、Sは社会福祉協議会のS、Aは阿武町役場のA、NはナベルのN、Yは山口銀行だったと思いますけど、その企業だけに限らず、町内の異業種の若者たちがですね、いろいろソフトテニスをやったり、前に石田という職員がいて、いろいろ音頭をとっておりました。その後に若者に受けるということで、冬場にですねバスを仕立てて、大佐のスキー場の方に、スキー・スノボ若者交流会、スノーボードをやらない会みたいところでですね、行っておりまして、その中から結婚したような話も伺っております。そういったところで、若者の自主的な活動に対して支援をする事業ということで御理解いただけたらと思います。

○西村委員 住宅取得補助金、柳橋分譲地の販売についての減額と思うが、以前、販売に関して新たなPR方法等あったと思いますが、効果や対策はどうか。

○まちづくり推進課長 以前、市原委員からも質問があったと思いますが、

柳橋分譲でございます。全部で29区画ありまして、ご質問が市原委員からあったときには、残り9というお答えをしました。

新聞折り込みで、萩に加えて、今回山口の方のエリアの方にもですね、させていただいて、新たに2区画が販売されましたのと、また今問い合わせ中、かなりの確度を持った問い合わせが1件ございまして、残りが6区画になったところでございますので、例の売れ残りの筋が埋まってきましたので、かなり弾みがついところでございます。

○委員長 以前、住宅メーカーと協力してという話があったと思いますが、そのあたりの話は進んだりしているのでしょうか。

○まちづくり推進課長 ちょっとすいません、今人員不足の中で行けてませんが、このことは必ずというかですね、サエラとかですね、そういったところにも参りたいと思いますし、在来工法でやればいいんですけど、メーカー施工が多いんで、その実績のある事業者については、努力をして参りたいと思います。

○西村委員 Uターン奨励金、出産祝金、みんな減額になっているところ、空き家リフォーム補助金、家賃補助金4つありますが、すみませんが、1個ずつ減額理由をお願いします。

○まちづくり推進課長 先ほど一覧表で、年度比較をしたものを掲げておりますけれども、当初の予算がかなり強気に見込んで計上したものをですね、先ほどいいましたように、暦年でしめますので、確定したものを当初予算からきっちり落とさせていただいたところでもありますけれども、いちいちの理由というのはですね、なかなか人のことでございますので、なぜそうだったのかというのは、力不足のところもありましょうし、諸々コロナ等の影響もあったかもしれませんが、全体としては、転入とかですね、ちょっと若干増みたいところもありますので、ご理解をいただきたいと思いますし、また今後一層Uターンについてはですね、数字が0ということではなくて、年齢制限を下げたというか、65歳未満にしましたので、いろんな部分でふるさと会とかですね、20歳の集いとかで声掛けをしながらですね、増やしていく努力をしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○西村委員 出産祝金は結構膨らかしてですね。生まれたのも生まれてるんですけど、13人ですから。

○まちづくり推進課長 柳橋分譲とか、そういう転入との絡みもあつたりしますので、ちょっと実績との乖離は、ただ今年は13人だったということで、年度の捉

え方が難しいので、5年度にたくさん出てくるだろうと思います。

○市原委員 一般質問でもいいましたように、私、人間ドック受けるようになって、寿命が延びた気持ちがすごくするんで、みなさま方にも是非勧めたいなという気持ちということで、最近の増減について聞きたいなと思って、人口が少なくなってる部分では、減少するのはあたり前なのかもしれませんが、何か啓発も含めて、今後のことご説明願えたらなと思います。

○健康福祉課長 ここにあがっている委託料についてはですね、後期高齢者医療対象の方の人間ドックになるんですが、利用実績をいいますと、平成30年度が61人、令和元年度が67人、令和2年度が71人、令和3年度が74人、令和4年度が84人と年々増加傾向にあります。これもですね、一般質問等であったようにですね、保健師の方でかなり力を入れてPR活動をしております。そういった格好で増えていっているのではないかなと思っております。

予算についてはですね、この利用増を見越して、かつ余裕をもった当初予算を計上していたんですが、見込みを下回ったということで、人数が増えているんですが、見込みよりは少なかったということで減額しております。ただ、その見込みをたてるときにですね、やっぱりどのメニューを受けるかによって、1人の方の単価がまた変わってきますので、なかなか予算を立てるときにですね、一応全てのメニューを受けられるということを前提に予算計上しますので、やっぱりその中で受けないものがあつたりしますと、人数が増えても単価が下がって金額が落ちてしまいますので、そういう意味で減額になっています。以上です。

○西村委員 生活支援ハウス運営事業委託料、減額になっております。利用実績の状況、減額理由をお願いします。

○健康福祉課長 生活支援ハウスにつきましては、宇田郷地区のひだまり、それから福賀地区のいらお苑の2ヶ所になります。

内容としてはですね、簡単にいえば、介護保険対象外の方のショートステイとさせていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

利用実績なんですが、平成30年度が221日、令和元年度が145日、令和2年度が80日、令和3年度が37日、今年度はですね、今のところ0日ということで、減額をさせてもらいました。やっぱりコロナの影響があつてですね、なかなか施設に入って療養するっていうことがなくて、よく退院したりしたときにですね、そういったときに居宅、家に帰るまでの間、少し体調を整えるような使い方をされている方も多いんじゃないかなと思うんですけど、コロナの影響があつて、直接的

に帰られたりとかですね、そういったことで、たまたまだと思うんですが、利用実績がございませんでした。

○委員長 そろそろ1時間近く経ちますので、休憩の方に入りたいと思います。

休憩 11時02分 再開 11時10分

○委員長 では引き続き、審議に入りたいと思います。質疑はございませんか。

○西村委員 新型コロナワクチン接種体制確保事業費返還金、増額の理由が伺いたいんですが。

○健康福祉課長 これにつきましては、令和2年度と令和3年度分にかかります、新型コロナワクチン接種の補助金の精算に伴う国費の返還金です。

どうしても補助金申請の際にはですね、余裕を見て申請をいたしますので、その結果、それだけ事業費がかからなかったから返しますよというものになります。今回、これについては増額するというより、新規の計上になっております。以上です。

○上村委員 出産・子育て応援給付金のところなんですが、これは予算は繰越になっていたと思うんですが、既に出産されている方も対象になってる方いらっしゃると思うんですけど、この方についての申請と支給というのは、今後どのようになるのでしょうか。

○健康福祉課長 繰越にしておりますのは上の委託料で242万円なんですが、アプリの運用の委託料を繰越しております。したがって、上村議員いわれます、今年度に出産された方等の給付につきましてはですね、この月曜日に、対象の方に案内の文書を送付しております。受付期間はですね、この議決後の3月20日から31日までを受付期間にしております、給付につきましては、4月末を予定しております。

対象者なんですが、この令和4年4月1日からですね、令和5年の2月28日までに出生した方につきましては、一括10万円、これは届出の分と出産分もあわせて支給するというので10万円にしております。

それから、同期間にですね、妊娠届出のみで出された方、その方については出産がまだですので、届出時の5万円のみを給付するようにしているところです。

令和5年3月1日以降に出生された方につきましては、出生された時点で案内を出すようにしております。以上です。

○西村委員 がんばる農林水産業就業・経営等支援補助金ですが、減額になっている理由は何ですか。

○農林水産課長 この事業そのものがですね、新規就業者、特に若い世代であったり、子育て世代の就農者を呼び込みたいということから創設した補助金なんですけど、なかなか農業は経営が厳しいものがありましてですね、結局はこの事業の利用者がなかったということで減額になっているわけですけど、特に今年度につきましてはですね、燃油の高騰であったり資材の高騰、そして、その反面ですね、農産物の値上がりが全くしないということから、中核経営体の経営についても支援するようにしてるんですが、やはり農産物の出荷したものの値上がりがなく、その反面で経費ばかりかかっているところからですね、新たな投資もなかったというふうなこともありまして、利用がなかったことからの減額をしたというところでございます。

○白松委員 地域通貨あぶペイですが、私も加入したんですが、今の加入状況をお願いします。

○まちづくり推進課長 加入状況というわけではないんですけども、今、社会実験としてやっております。400人の方を対象に、お1人500ポイントということで、予算上20万円ということでやりました。

これについては、町民のみなさまと道の駅限定利用ということで、町民のみなさまと道の駅に買い物に来られる方、ABUキャンプフィールドに来られる方、あわせて400人ということでやったんですけども、アプリの登録を集落支援員もついでに行わせていただきました。登録の際にですね、若干アンケートに答えたりとかですね、そういうところもあって、実際には400人のところ、今現在200人でございます。ちょっと残りがありますので、今度は3月の、ちょっと寒くて2ヶ月のブランクがありましたけど、また、森・里・海の市を最後の日曜日に行いますので、その時にキャンペーンという形でやりたいというふうに思っておりますし、木の駅で検証した際にですね、実際に木を出された方については、特別にそのときは3,000ポイントを行ったところでありまして、その利用については、みなさんほぼほぼ道の駅で使われておりまして、道の駅関連施設で使われておりまして、実際には道の駅が値引きしたような形になりますから、それについて社会実験でありますので、町の方で補助金という形でご提案させていただいたところでございます。

○白松委員 あぶペイが使えるのは、道の駅周辺施設ですけど、ゆくゆくは阿武

町全体、商工会加盟の商店で使えることになるんですか。

○まちづくり推進課長 地域通貨ということで、今年3回ほど500円券、紙の券でやらさせていただきました、有効であったというふうに、地域内循環で有効であったと思いますし、これは加盟店、商工会を通じて加盟店ということでやりました。で、これの電子版ということで、プラットフォームを一番廉価版のポケットペイということを中心に、その上にあぶペイというアレンジをかましてやっておるんですけれども、これの有効性というか見極めながらですね、普及を図ってまいりたいと思いますし、ちょっとこれについては、また今年度の事業の中で盛り込んでいきたいというふうに思っております。

○委員長 質問がないようでしたら歳入の方に移りたいと思います。

○委員長 質疑がないようですので、こちら原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第17号、こちらは原案のとおり可決すべきということに決しました。

○委員長 続いて、議案第18号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)の審議に入ります。こちらは、歳入と歳出一括で質疑をお受けしたいと思いますが、質疑はございませんか。

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第18号は原案のとおり可決すべきということに決しました。

○委員長 続いて、議案第19号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第4回)の審議に入ります。こちら、歳入と歳出一括で質疑をお受けしたいと思いますが、質疑はございませんか。

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第19号は原案のとおり可決すべきということに決しました。

○委員長 続いて、議案第20号、令和4年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計

補正予算(第1回)の審議に入ります。こちらも、歳入と歳出を一括で質に入りたいと思いますが、質疑はございませんか。

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第20号は原案のとおり可決すべきということに決しました。

○委員長 続いて、議案第21号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)の審議に入ります。こちらも、歳入と歳出一括で質疑をお受けしたいと思いますが、質疑はございませんか。

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第21号は原案のとおり可決すべきということに決しました。

○委員長 続いて、議案第22号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)の審議に入ります。こちらも、歳入と歳出一括で質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第22号は原案のとおり可決すべきということに決しました。

○委員長 続いて、議案第23号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)の審議に入ります。こちらも、歳入と歳出一括で質疑をお受けしたいと思いますが、質疑はございませんか。

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第23号は原案のとおり可決すべきということに決しました。

○委員長 続いて、議案第24号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補

正予算(第3回)の審議に入ります。こちらも、歳入と歳出一括で質疑をお受けしたいと思います。質疑はございませんか。

○委員長 繰越明許費で、去年もあったと思うんですけど、原材料不足、調達が難しくて繰越をしていると思うんですけど、これを引き延ばすことによって、機能自体に影響がないかどうか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

○土木建築課長(高橋仁志) この工事につきましては、長寿命化事業であります。ご案内のとおり、長寿命化事業はですね、それぞれの施設の設計寿命を伸ばそうというものでありまして、今回もですね、対応年数が過ぎました、汚泥脱水機という機械を改修するわけですが、これも、今現在壊れたから変えるというのではなくて、先ほどいいましたとおり、長寿命化を図るということで、壊れる前にその機器を入れ替えるということで、今回は繰越になりましたけど、その機器については、今現在正常に動いておりますので、繰越したことによって支障があるかという、ありませんということです。

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議はございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり可決すべきということに決しました。

○委員長 続きまして、議案第25号、令和5年度阿武町一般会計予算の審議に入ります。お手元に予算書と当初予算の概要があると思います。こちら歳出から質疑をお受けしたいと思います。質疑はございませんか。

○上村委員 議会費のペーパーレスシステム利用料とタブレット端末レンタル料ですが、これは業務の効率化という面もありますけど、経費削減という面も多少なりともあるのではないのかなと思うんですが、ペーパーレス化によって、どの程度の費用削減の見込みがあるかというところの説明をお願いします。

○議会事務局長(三浦 貴) 議会に関して、みなさま方に膨大な資料を印刷したり、そういったことを毎回やらしていただきまして、これがですね、令和4年1月から12月まで、去年の第1回臨時会から第7回の定例会までですが、紙の枚数として約35,000枚、コピー代と用紙代あわせて約75,000円、これと文書の郵送料とかですね、そういったもの諸々含めまして約17,000円、大きいのはですね、今回の予算書を印刷させていただいてますが、このペーパーレスシステムを導入したらですね、こういったものも印刷も控えようと考えておりまして、これが予

算書決算ともに約27万から28万くらいかかっております。トータルで経費の削減が見込める部分についてはですね、約65万円という形になっております。以上です。

○白松委員 旧駐在所跡地駐車場変更工事、322万円とありますが、これかなり時間がたっていますよね、駐在所が移転してかなり時間がたっていますが、これまでの経緯と工事の内容について教えていただきたいと思います。

○副町長 学校の前に踏切がありますけど、あそこの踏切を改良するという話がありまして、JRともいろいろ協議して、かなりのお金がかかるということで、その工事とあわせて三車線、車線を一つ増やしてですね、右折レーンを作るといような話があって、おいておったんですが、あそこのJRの踏切にかなりのお金がかかりまして、費用対効果が見込めないということで、今、その駐車場の跡地もそのままになっておりました。しかし、将来的にあそこの踏切を改良する計画が立っておりませんので、いつまでも放置するというのもどうかということで、とりあえず、あそこに草も生えてきますので、駐車場にとりあえず改良しようということで、今回計画をさせていただきました。

○町長 ちょっと補足です。あそこの工事費は2億円、向こうの野柳の方から出てきたときに、あそこは渋滞するんですよ。渋滞で、今は車線がボトムネックで狭くなっているんですけど、あれをやるためには、右折レーン左折レーンという話になって、一応設計をしてるんですよ、大体やるときにはこうなりますよという設計をした中で、踏切工事をももちろん踏切を拡張せんやいけんけど、踏切工事がですね、JRに委託みたいになるんですよ、そうするとですね、金目を聞いてびっくりでですね、右折レーン左折レーン全部入れてしまったら、2億じゃ済まんような金になるんですよ。それを今やるか、今でかつがつですね、みなさんだんだん慣れてうまくまわってるんで、今ここで億の金をかけてもしょうがないんじゃないかなと思います。工事はですね、小学校のところわざわざ植え込みを下げてる、できるんですよやろうと思ったら、国道のところはすぐにフェンスがないんですよ、下がるとるわざわざ、ということは、将来的なことも含めて、そういう構造になっているんですけど、今、そこまでお金をつっこむ必要があるかってなると、ちょっと2億も3億も突っ込むような必要性ではないだろうということで、やるときには、あそこの駐在所のところも食い込むようになってたんですよ、だからいらってなかったんです。で金目を聞いて、これはもうとりあえずは見送ろうということで、あそこをちゃんとして駐車場にした方がいいかな

ということです。あのままおいていたら、今はマサですけど、もうすぐ大藪になってくるといふことがあるんで、一応塗って、要するに駐車場にしていくということです。

○池田委員 ちょっと関連ですけど、駐車場にする際は、国道との間はフェンスとかはするんですか。

○副町長 三叉路になっていますので、すぐ出るようにすると危険が伴いますので、そのあたりの工夫はまた警察等とも協議しますけれども、ちょっとフェンスをする予定まではないです。

○町長 それと、あそこは電柱があるんですよ、植え込みの中に、あそこ植え込みがありますよね、玉柘植とかあった植え込みが、こっち側の駐在所のところと、体育センターの入口のところを区別するために、わざわざ立ち上がった擁壁の植え込みがある、そこに電柱がある。そうすると、ここを上がったところから埋まってるんで、これをのけたらですね、埋設しておる深さが足りない、ということは何かということ、やりかえんにやいけてことなんですよ、電柱を。電柱1本やりかえたらご存じのように、みなさん方がやれば支障移転で電力会社がただでやってくれますけど、公共がやる場合は実費を取られるんですよ、それが多分100万単位くらいなんですよ。それは電柱やるとなったら、当然上から全部繋ぎ替えたり、下手してちょっとラインから外れたら、引き込みもいりますよね、ラインのとおりならいいけど、となるとそう簡単にはいかないということで、今の段階では、ちょっとあまりいいことじゃないけど、一部島を残さざるを得ない、そこまで何百万円もかけて電柱移転までせんでも、とりあえずあそこの駐車場が1区画かそこらが減るだけのことだから、今から増えるんやけど、あのまま使えば、増えるよりも1区画ぐらいが減るだけやから、ざっくりどういふふうに設計するかわかりませんが、島が残るのは間違いない、残らざるを得ない、それでも、それほど支障があるわけではないんでという感じでやろう考えております。

○白松委員 のうそんセンターの駐車場全面アスファルト舗装改修工事、また、その他改修工事の説明をお願いします。

○副町長 駐車場全面アスファルト舗装改修工事は、今年のをうそんセンターを綺麗にしまして、あと駐車場のところがかなりデコボコがありますし、舗装自体も荒れてますので、新年度において、舗装もですね、全面駐車場の舗装を全部やり直すっていうのがまず一つ。

その他の改修工事につきましては、農村開発センター調理室にLED照明を取

り付ける工事をするということで、検討をさせていただいております。

○**白松委員** 開発センターのLED化をされるということなんですが、営農研修室、一番大きな部屋になるんですけど、その電灯もですね、替えてもチカチカチカチカと点滅するような感じになっておるということを聞いたんですけど、その辺の改修もあわせて行われるんですか。

○**町長** そのようなチカチカするような状態ではいけないので、よく確認をさせます。

○**白松委員** 地域おこし協力隊の住宅改修工事については、兼安さんが入られる住宅ですか。

○**まちづくり推進課長** 兼安ではないです。新たに協力隊を募集します。空き家を原則としておりますので、そこが手を入れないと住めない、若干ですねとかいうことがありますので、そのところは活動費から取ってきた修繕料ということでもあります。どこの物件の誰のってということではございません。

○**米津委員** 車のリース料なんですけど、車3台分といわれてたんで、デマンド交通の車だと思うんですが、車種は同じでいかれるのか、今流行りのハイブリッドとか、そのような考えはなかったのか、現在の車が乗り降りしやすいからその車種にしたのか、そのあたりの事情についての説明をお願いします。

○**まちづくり推進課長** 車両については、福賀のふくすけ便と同じものですね、同一のトヨタの5人乗りの乗用車のルーミーという車種でございます。色につきましても、同色で明るい水色ということにいたしております。当初の福賀のふくすけ便の選定の中で、コンパクトでスライドドアで、小さな小回りも効いてですね、使い勝手が良いということで選定されたと聞いております。

先ほど申し上げたように、将来の阿武町の一本化を見据えてですね、あえて、これは2団体に奈古にも宇田郷にもご同意をいただいて、将来の一本化を見据えて同一色の同一車種としたところでございます。いろいろハイブリットとかですね、電気とかそらのところまではですね、現有車ありきというところもありましたので、検討には至っておりません。

○**委員長** 同じルーミーでトヨタの車ということで、トヨタレンタリースですか。

○**まちづくり推進課長** 山口トヨタを通じたリースで、メンテナンスリースといまして、車検から定期点検からタイヤ交換から、フルセットのリースでございます。

○**白松委員** 町営バス運行費補助金、これはオレンジバス・ブルーバスと、あと

商工前から奈古駅前の生活バスっていうか、防長バスになると思うんですが、この経費的な配分っていうか請求割合っていうか、防長からの請求を教えてください。

これは診療所と同様、このバスについてもですね、やはり生活に欠かせないものということで、質問していいかどうかちょっと迷ったんですが、かなり金額の方も年々増加しているように見えますので、質問させていただきました。

○まちづくり推進課長 いわゆる青いバス、青バスとオレンジバス、町営バスですけれども、これについては、町営バスの運行費補助金ということで、合計金額は2,833万7,000円です。今いわれた奈古駅前から商工前、これについてはその上段の地方バス路線維持対策費補助金ということで、萩市と路線キロ割りで、164万5,000円ということになってます。

戻って町営バスですけれども、まず青い宇田郷のバスです。平成13年度から運行しておりますけれども、総経費がですね、1,556万3,000円かかります、運行経費が、これは運転者の人件費とか、燃料費、修繕費等々でございます。これに対して運賃収入は111万4,000円です。差し引き1,438万9,000円、これが赤字補てんという形ですけれども、そこを町が補てんするというので、1日5回運行、365日しているところでございます。

今度はオレンジ色のバス、福賀行終点は宇生賀行きですけれども、これは年間の総経費が1,749万7,000円です。内容については、人件費が主ですけれども、燃料費等々です。一方で運賃収入が103万3,000円となっています。宇田郷とそんなに変わらない印象かと思っておりますけれども、高校生の就学支援補助金で、朝晩の高校生は無料ですけれども、町の方で補てんしておりますので、そういったことになります。差し引くと1,646万4,000円となりますが、これについてはですね、国の方から、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金ということで、251万6,000円出てまいりますので、それを引くと1,394万8,000円。これが毎日5回、365日運航するための赤字になりまして、これを補てんすることで、運行が維持をされているということになります。

なおですけれども、福賀のふくすけ便の方にも、またこの度の特に宇田郷のふれあい便のみなさま方にもですね、福賀の方は、ふくすけ便が順調に利用されているというふうに思いますが、一方で町営バスの利用者がなくなって、より収入が減ってきたところでありますし、宇田郷についても、これからですね走ってまいりますけれども、そこらのところは懸念されるところでありますので、必ずしもそのバスの維持ということではなくて、例えば、今までコミュニティワゴンの

ような10人乗り、もしくはその程度の車でもって、よりみなさんの今バスだと定時定路線でありますので、朝晩の高校生とか通院とかもあると思いますけれども、そういったことも考えていくような計画にはしております。

○白松委員 先ほど、子どもの通学のことでお話でしたが、このオレンジバスと青バス、防長さんが運営されておるので、萩商工前と奈古駅前の時間に設定されてるんですね。だから、非常に高校生とかも朝早く家を出て、6時44分発に乗るんですけど、奈古駅からJRに乗って行くんですが、バスとJRとの連結がなかなかうまく行かないということで、昔から思うところがあってですね、その辺が、ゆくゆくはそのふくすけ便とか、奈古・宇田郷で運行されるコミュニティワゴンを利用することができればですね、その辺の時間的な、朝早く出なくても、もうちょっと遅らせて出発することができる。また子どもにも余裕ができますし、親もそれで安心をすることがあると思うんで、その辺がもうちょっと自由に時間ができればなおいいかなと思っております。

○まちづくり推進課長 ちょっと正確ではないかもしれませんが、今7時半あたりの汽車にJRに乗り継ぐ形で、5分ぐらいの間隔をおいてやってると思います。

今は防長さんの定時定路線で、特別な雪とかがなければ、きっちりしたダイヤでやっておりますし、JRも分きざみできっちり出ております。原則はないことだと思っておりますが、これがデマンドになったときに、萩まで行くということはないというルールでありますので、過大な期待はちょっと難しいと思いますけれども、それと、そのワゴン車が朝晩の部分がですね、今のデマンドみたいに家まで行くということは現実的ではないと思いますので、今の町営バスの路線をなぞるような形になろうかと思っておりますので、そこのところはちょっとご理解いただけたらと思います。

○町長 補足ですが、そもそも制度設計したときに、基本そこに奈古駅前に着いたときに、JRに乗って行った方が安いですよ、運賃が、だからJRを基準に考えておるんですけど、バスも出るんですね、当然奈古から、あの制度設計したときには、今のように商工高校まで行く制度設計ではなかった、そんなバスが無かった。それから後にぐるっと回って、商工高校まで行けるようになったんです、後でね、時間が決めた後で、どちらを優先するかという問題も出るんですけど、やはり、どうしてもJRとしてあれに間に合う便はやはり作っていかないと、これは残す、多分今から先もJRの方が高くなるってことはまず考えにくいと思うんで、そこまで考えると、JRに間に合うようにっていう話にならざるを得ない。

その中で、今度は目的地が決まっているから、途中の停車時間とかいうことを考慮せずに、もうすつと行けるという話なれば、特に学生が将来的にですよ、これは、もうはじめにふくすけ便を運行をはじめるときに、みなさん方には念を押しとったと思うんですけど、このことによって、オレンジのバスが乗られる方が多分少なくなることは容易に予想できますよ。そうしたときには、やはりさっきもいうように、要するに1,500万円ぐらいの赤字が毎年出るわけですね、宇田と福賀の分で2,800万円の赤字、これ赤字補填です要するにね。

かたや、そこから萩に行く路線は160万円くらい、赤字だけどそのぐらいで済んでいるということで、これを、今から油代が高くなる、人件費は当然賃上げといっって上がっていくという中で、多分じきに3,000万円には行くでしょう赤字補填が、それをいつまでも本当に続けるかという話になるんで、そこは、今のオレンジのバスについては、ふくすけ便をやるときに、将来的にはそういう事態が起こったときには廃止も視野に入れますよということは、よく念を押ししたつもりなんです。すぐやるというのではないですよ。そこは理解していただきたいということです。

それはそれとして、今の特に子どもたちが、例えば今のオレンジのバスがなくなったら、それは困るのは当然のこと。そうすると、例えばふくすけ便を、今のバスと同じような運行で、時間的な運航で、こっちに合わせて、逆算してもう少しは遅く出られるようにできるかもしれない、それはちょっと今からのやり方でやって、ふくすけ便の一つは、子どもたちを乗せて出る、当然今無料でやってるんで、それは当然子どもたちは無料でやるというふうな形でうまくできないかなっていうふうなこともやっぱり考えないといけないし、場合によったら、5人乗り、今高校生それじゃ乗れんと思うから、5人乗りやけど運転者入れたら4人しか乗れない、そこに今まだコミュニティワゴンがありますから、その時にはそれを使っていただいて、運転手さんがなんであの小さいルーミーにしたかっていうのは、やっぱり特に福賀地区では、家まで行くとなると、あの大きなコミュニティワゴンでは難しい、危ない、自信がないという方もいらっしゃるんで、あえて今のコンパクトの車にしてるんで、それはそれとして、今の将来的にふくすけ便の一部としてそれを運行するとなると、課長もいいましたように、高校生全部家から拾うといきましょうか、それはちょっとやりすぎじゃないですかみたいな話になるんで、やっぱり今までのように、どっかに集まっていたら、そこから乗っていただく、ただのその車が今度小さいと乗れないので、幹線道を走るから、その時にはコミュニティワゴンを使って、例えば7人でも8人でも乗れる、それ

をここまで連れてくるというふうなことも、近い将来は考えないといけないかなっていうそういうことは今視野に入れて、いろんなことも考えているということでありまして、宇田郷地区についても同じことがいえると思います。

○委員長 ちょうどお昼ですので、一旦休憩の方に入りたいと思います。

休憩 12時03分 再開 12時58分

○委員長 お揃いになりましたので、引き続き審議をはじめたいと思います。

○米津委員 高校生就学支援援助金というのがあるんですが、この前お伺いしたときは、バス無料化と下宿代の支援ということだったんですけど、この場合、萩高校奈古分校に通学される方にも、例えば3,000円とか5,000円とか、奨学金みたいな形で出していただけるようにしてもらったら、分校も廃校に向かうんじゃないかと、少しは通学者が増えるんじゃないかという気がしてるんですけども、そのへんはどうでしょうか。

○まちづくり推進課長 この高校修学支援補助金につきましては、町営バスの無料措置と、下宿代の実質家賃部分の1万円を毎月上限にということやっております。今、米津委員からいわれているですね、特に福賀地区からかなと思いますけれども、福賀から奈古まで出ること、それが奈古分校への通学であれば当然対象でありますし、以前は福賀の方は雪も深かったので、奈古に下宿が随分ありましたけれども、そこでそういったことで、下宿等であればですね町内であっても、奈古分校であってもその対象でございます。

○米津委員 下宿すればということですね。

○まちづくり推進課長 そうです。下宿されればということです。

○米津委員 そうでなくて、下宿ではなしに直接行かれる方に対して、何か補助があればということです。

○まちづくり推進課長 ですから、福賀、宇田郷地区と奈古地区の経済的な格差がないようにということで、現実には萩に通われる方が多いですけども、奈古までは無料です。したがって、奈古分校に通学でも無料になります。

○米津委員 バスはわかるんですけども、下宿せずに無料バスを使って、直接奈古分校にこられている、通学されている方に、奨学金としていくらか考えておられないのかなということです。

例えば、宇田とか福賀から奈古分校、奈古の方でもいいんですけども、要す

るに分校へ入られる方への支援です。

○まちづくり推進課長 別の視点での支援ということですか。

○米津委員 そうです。下宿すれば、阿武町内の方でも、奈古に下宿すれば出るということなんですけれども、しない方にも、そういう面で応援をしていただけないのかなということですか。

○まちづくり推進課長 私のところは交通を担当しておりますので、そういったところでやっておりますけれども、その奈古分校の魅力化という形になったときに、私の方でお答えするのが適切かどうかわかりませんが。

○町長 どこの高校を選ぶかっていうのは、当然当事者の選択肢であって、こちらがどこを選べという話にはできないわけでありまして。そうした中で、側面的に奈古分校がここにあるということの意義というのは、大きな意義があるということでは当然のことであって、大きな意義はあります。ただそこに通う学生に対してのみ、別途、奨励金みたいなものを出したらというお話ですよ。それまではちょっとやりすぎなような気がします。他から多分クレームがきますよ、そんなことをしたら。意義をいわれるのはわかりますよ、この奈古分校を応援して、1人でも増やしたいという意義は私も同じ気持ちです。ただそのやり方として、直接的に3,000円、5,000円のお金を出したからといって、そもそも、それで、とても増えるという発想自体がよくわかりませんし、そんなことで選ばれるんじゃないというふうに思いますよ、高校の選択が、そんな3,000円、5,000円で選ばれるというのは、それはちょっと違うと思います。私は、だからそれについては、難しいといわざるを得ないと思います。

○市原委員 定住アドバイザー謝金というのがありますが、以前から一般質問等で質問しておいた、空き家バンクであるとか、そういったものの問題点を克服するといった意味でのアドバイザーだと思っておりますが、執行部の方で何らかの動き、そういうものがあれば教えていただければと思います。

○まちづくり推進課長 まだ正直要綱までは作っておりませんが、現在、候補となる方とも交渉中ではありますけれども、いろんなこともありまして、アフターケアというか、アフターフォローが主な役割でございます。

そういった中で、地域・町内で人望があつてですね、地域の実情に精通した方をお願いしたいというふうに思っております、具体的な任務は、日頃の声かけでありますとか、またお話を聞いて、また答えていただく、また私達に伝えていただくというのが主な任務であろうかと思っております。各地区に1名、まずは

置かせていただきたいと思います。

○委員長 Uターン奨励金で、去年も今回も270万円で毎年予算があがってて、今度は施策の方を見ると、年齢層、年齢条件を緩和して、Uターン者を増やしたいという想いがあると思うんですが、年齢条件を緩めただけで、すぐに増えるとも思えないんですが、他に何か考えていらっしゃることはありますか。

○まちづくり推進課長 Uターンについては、元々地盤看板があるというところで、特に若い人を期待するというので、50歳以下ということにしておりましたけれども、現実65歳未満というのがですね、定年とかされた後にふるさとに帰ってこられて、いわゆる農業、一次産業しかり、また地域の活動しかりですね、即戦力というようなどころもあります。現実には50歳を超えた方がどれだけいらっしゃったか、私も数字を申し上げることはできませんけれど、かなりの数が、田園回帰というのは、Iターンとして阿武町というのもありますし、ふるさとに再びというのもあろうかと思っておりますので、そのところは先ほど申し上げました、東京の方、また関西の方にもふるさと会がありますので、お声かけもしますし、また、先ほど申し上げましたけれども、20歳の集いのときには、一旦は出るかもしれないけれど、帰ってこいよということで、なんというか、PRをしたいというふうに思っております。

○西村委員 結婚祝金が50万円、出産祝金が520万円ですか、やっぱりそれなりに見込んでの数字をあげられているんですね。

○まちづくり推進課長 見込みもありますし、ちょっと予算でこのようなことをいうのもご無礼ですけれども、なんというか、はかり知れないところもありますので、そのところはまたその途中の段階で、実態に合わせて補正等をさせていただければというふうに思っております。

○市原委員 1/4ワークスコーディネート業務委託料っていうのがあがっておりますが、この説明をお願いします。

○まちづくり推進課長 これについては、主に福賀地区でやってる事業であろうかとは思っておりますけれども、援農という形で、都会の方から街の方から阿武町の方に短期間、何ヶ月単位で移り住んで、就農支援みたいなことをしております。これについては4年度からでございますけれども、農業版の人材派遣会社、アグリな時間というところと業務委託をしまして、それまでは、阿武町自身で大阪の方にフェアに行ったりしてですね、働きかけをしとったんですけれども、このアグリな時間が全国に304戸ぐらいのワーカーさん抱えておられますので、ワー

カーの募集、実際の1/4ワークに携わっていただく方の募集、そして人選、マッチングですね、あと現地に1人阿武町の方に来ていただいて、現地コーディネーター、そしてまた、今年は奈古の方にも家を借りてですね、あえて生活便利な奈古の方から福賀の方に通うということで、町のワゴン車を貸与しまして、その運転業務、全てというわけにはいきませんので、また、ふくすけ便の運転手さんとかにもお願いしたいと思っておりますけれども、そういったことの業務を行います。

原則は全体の労働時間に対して、農家さんと町とで折半ということで、仮に時給が1,000円であればですね、農家さんは1,100円負担するプラスで負担する、町の方は掛け算で、それが今この金額になっておるわけでございますけれども、そういったことでさせていただければと思います。

なお、送迎代を含む家賃等については、参加者からは1日1,000円いただく予定にしております。以上です。

○市原委員　さん3ふるさとまつりをはじめ、宇田郷、福賀の大農業まつりと、3地区のまつりが、これまでコロナで開催が出来なかったっていうのがありました。今年については、マスクもはずしてもいいよっていう状況下になっています。今後どのように復活させていくおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○まちづくり推進課長　まちづくり推進課の方では、その活動に対して補助金を出すという立場であります。それぞれ主催、実行委員会の方ですね、また別の所管があるかもしれませんけれども、あくまでこれについては、コロナのいろいろな局面局面ですね、規制はありましたけれども、主催者の判断であったかというふうに思いますし、特に福賀大農業まつりについては、そういった厳しい中でもですね、形を変えてリモートでされたりというふうに思っております。

3月13日からは、マスクの着用が自己判断になりましたし、また、5月8日からは2類が5類に下がるということで、通常の季節性インフルエンザみたいな形になるだろうと思います。

特に私が管轄する、例えば道の駅での森・里・海の市であるとかですね、教育委員会ではありますけれども、スイムランとかですね、この度のキャンプフィールドの周年祭とか、屋外のイベントについては、もちろんコロナに配慮しながらコロナ最中もやってきたつもりであります。ホールのイベントも、先般、岩崎宏美さんとかこられて、会場全部使ってやっておられたと思いますので、ぜひコロナ前のように復活していければというふうに思っております。

○市原委員　前回の福賀大農業まつりについては、ある一定の手洗いだとか、マ

スクだとか、距離だとかということ、まずこちらからお示して、協力願えませんかというやり方をしました。何かそういうことがあるとですね、主催者側も進めやすいっていう部分があって、町としての何か指針のようなものを示されると、なお一層はずみがつくんじゃないかなという部分も、やらなきゃいけないという意味ではないですが、何かどこかそういうものがあると動きやすいなっていうのがあったんで、やってほしいなっていう思いがどこかにあるのであれば、何か示されるべきではないかなと感じています。

○町長 本当にまつりをやるっていうことは、ただその1日だけじゃなしに、その前後、特に前あたりの準備から何からいろいろ大変だろうし、でもやっぱり一つのところに人が集まって、協力して一つのものを作り上げていくということの意義は、まつりの打ち上げたその日の話だけじゃなしにですね、大きな意義があるし、また、まつりをやればやっぱりいろんなところからいろんな人がきていただけるということで、町の理解にもつながるし、元気を見ていただくということ、あるいは特産品であったり、いろんなものを見ていただくということで、大きな意義があると思っています。

今まで福賀については、オンラインとかで、結局やってないことはなかったですよ、ずっと続けて何がしかの工夫を加えながら続けてきたというふうに思っております。ただ他のところについては、実行委員会とかそういう形があるんで、あまり町の方がそこにズケズケと物をいうというのもちよっといかなものかになります。ただ、気持ちとしてはですね、もうこうやってマスクをはずしてもいいような時代になって、いつまでも閉じこもっていたらですね、本当に前に行かないようになるんで、ぜひ私としては、それぞれの実行委員会の方をお願いしたいと思いますし、もちろん、役場は全然できたことに対するものをやるんじやなしに、やっぱり参加、事前の打ち合わせとかいろんなところにも参加しますから、極力こっちからもですね、やる方向でお願いできないかというふうなことはぜひ話はさせていただきたいというふうに思っております。ただ何かの指針とかですね、それが出せるか出せないか、特にマスクとかの話になるんでしょうけど、それは今状況がどう変わるかわかりませんから、まだまだ秋のことであったりするわけですから、そこら辺は様子を見ながらですね、やっていきます。ただ極力、やる方向で考えていただきたいなというのは、常々思っています。

○市原委員 なかなか農業まつりっていうか、やろうっていうのはじめて簡単にできるものじゃなくて、実は用意する時間というのは結構な時間がかかっている、

実は半年ぐらい前から、いろんなところで集会を開いたりとかした結果があそこに集まるっていう部分もあったりするので、少し早めにアクションを起こせるのならと思っていましたが、やっぱり主催者がここでないっていう部分もあるので難しいだろうなと思います。理解しました。

○市原委員 夏まつりに関する予算ですけれども、花火補助金等の話ですが、奈古と福賀地区の夏まつりの補助金に差はありますけれども、人口差であるということであるならば、それまででしょうけど、イルミネーションまつりについては、花火の経費だけではないかなというふうに思います。金額的に、福賀の6倍っていう予算が付けられておりますが、福賀地区においてはですね、住民に寄付を募りながら花火を実行しておる部分と、花火だけに限らず、その中で動く予算もそこから使わせていただいております。なかなか住民の方も少なくなって、花火はどのみち見えんけど、寄付は500円で申し訳ないけどとくださる方もいらっしゃる。花火は到底見えんけどという方がほとんど多いような状況にもかかわらず、そうやって寄附までしていただきながら、ここまで細々とはいいながら進めてきたまつりでありますんで、何かどこかもう少しお助けてっていうか、補助的なものがしていただければなというふうに感じるころなんですが。何かご意見いただけませんかでしょうか。

○まちづくり推進課長 花火については、今ちょうど市原委員がおっしゃったように、奈古の夏まつりでの花火、ちょっとコロナでなかなかできておりませんが、福賀の納涼まつりでの花火、奈古の方も含めて、寄附ということを基本にされていると思います。住民の寄附または業者さんの寄附ですね。

一方で、今イルミネーションフェスティバルの花火と、あとちょっと大道芸的なイベントもあるんですけど、イルミネーションフェスティバルについては、夏はそういった形で、原則寄附ということでされた中で、冬の一大イベント、風物詩ということで、ある意味町も深くかかわってさせていただいております。阿武町全体のイベントであるという認識でございます。その上で、町内外から多くのお客さんがこられるわけでありまして、阿武町の元気発信のための花火、冬の花火、道の駅の裏の漁港から打ち上げます。それと2年続けてシャボン玉ヒーローショーみたいなことをやりましたけれども、これによって、たくさんのお子さん、親子連れでできていただいたというふうに思います。財源としては、夢花博の成果事業ということで充てておりました。5年度で切れるんですけど、そういったことで、喜んでいただけたんではないかなというふうに思っております。

ます。

今いろいろつないでいくのが大変だと、人数も減るし、いろいろコロナもあつたりして事業者の方も疲弊したりしてですね、例えば、須佐の花火なんかは、大がかりにされておりますけども、きただにひろしさんという方もいらっしゃったり、いろいろクラウドファンディングというか、いろいろ広く寄付を募るみたいなやり方もされてるようでありますので、またこちらの方も参考にさせていただければなというふうに思っております。

○市原委員 冬場は雪が降りますので、ふるさとを楽しみに帰ってくる方も少ないんですが、夏の場合は普通に帰ってくる人が割と多いですね、若い方は特にそうですけど。それであの花火見ると、ここも捨てたもんじゃないという言葉をよく使ってます。それを見て元気をもらったんだという話をされる方も中にはいらっしゃって、実はみなさん苦勞しながら集金して歩いてんだよというところで、少し格差を埋めていただけないかなということです。時期もあるでしょうし、検討して、また見直していただければ大変助かるなということで、ご理解いただければと思います。

○白松委員 私も、福賀地区の納涼花火大会の実行委員の一人なんですが、やっぱり、花火を楽しみしておられるんですね、盆に福賀に帰ったら花火が見れる、盆踊りに行ったら懐かしい顔に会える、なかなか日頃帰れないけど、盆には帰るという方もおられますし、この金額差というか、市原委員さんいわれましたように、ちょっと薄めていただけたら、さらに盛り上がってくるんじゃないかと思っておりますので、検討をよろしくお願いします。

○西村委員 宇田の夏まつりは2年くらいはしていないと思っておりますけど、予算にはないようですが、どうでしょうか。

○まちづくり推進課長 まちづくり推進課の方からは、実質花火ということで補助をいたしております。

○教育委員会事務局長(藤田康志) 盆踊りの方は別にあります。

○西村委員 成年後見制度利用支援事業報償費、確か新規事業と思っておりますけど、本当こういうのは急いでしていただいたらなと思っております。それで、準備というか、スケジュール的なものはだいたいどのくらいでしょうか。

○健康福祉課長 成年後見制度につきましては、今までもあったんですが、よりですね、この制度を利用支援するためにですね、中核機関を設置しようということで今年度準備してまいります。中核機関というのはですね、相談窓口と思って

もらったらいいんですが、その相談窓口について、社協さんの方にですね、社会福祉士という資格を持った方がいらっちゃって、そちらの方に設置しようということで進めております。今年度はその中核機関を設置する準備期間ということで、職員同士で勉強したりですね、それから住民の方に対して、そういった制度ですね、広報するための講演会とか、そういったものを予定しております。これは、それに対する講師料とかというものです、こちらの方に計上させてもらっておりまして、先ほどいいました中核機関については、6年度の4月から社協の方でスタートしたいと思っております。

○西村委員 この1年は、説明なりされるんですね。

○健康福祉課長 先ほどいいましたように、勉強したりですね、パンフレットを作ったり、それから住民向けの講演会とか、そういったものを計画しております。

○市原委員 障害福祉施設設計委託料3,080万円ですか、以前からお話があって、進められてたと思いますけれども、まだ設計段階であるということでありまして、完成時期だとか規模の話をしていただければと思います。

○健康福祉課長 これにつきましては、資料1枚ものの配置図等をつけておりますので、これを見ながらお話したいと思っております。

今回計画しております障害者福祉施設は、知的障害、精神障害、発達障害等の障害を持っている方を対象としたグループホームを予定しております。こうした障害の方々はですね、18歳までは特別支援学校に通ったりしておられますが、その後、地域に帰ったときにですね、なかなか行き場がないというのが現状でございます。町長の議会のはじめの予算の説明でもありましたとおりですね、そういった方々を地域で手助けすることはですね、行政の社会的使命でもあると思っておりますので、こういった障害者福祉施設をですね、建設することを計画いたしました。この施設につきましては、公設民営を考えております。

建設につきましては、こういった補助金を使えるのか、または補助金が使えない場合は過疎債でやるのかっていうところをですね、検討しておる段階ではありますが、いずれにしてもですね、投資しました一般財源については、このグループホームを利用される方の家賃、それから使用料といったものです、補てんするような計画にしております。だいたい10年間を目途にですね、投資した一般財源が回収できればいいのかなというふうには思っております。

現在、福賀地区でもですね、EGFのみなさんがですね、農福連携という格好で、農業法人の草刈りの手伝いとか、そういった人手不足のところもですね、手

助けしてくださっておりますので、こういったグループホームを建設することで、今後、木の駅のお手伝いということであれば、林福連携、それから、ゆくゆくはですね、商工福連携といったものにもですね、繋げていけたらいいなというふう
に思っております。

人口が増えることによってですね、交付金もだいたい1人あたり人口が1人増えれば40万円ぐらい入ってきます。ここで、今ちょっと予定がですね、グループホーム26人の定員、それからショートステイが2人なんですが、26人仮に入ることになれば、年間で1千万円近くの交付税が入ってくるということになりますので、そういった意味もあって計画をしております。

それで、こちらの1枚紙なんですが、場所につきましては、町民グラウンドに入るところのもうちょっと先に今ですね、木与防災の残土処理をしておるかと思うんですが、その一番端、一ノ瀬橋ということになるんですが、一ノ瀬橋に近い一番端この部分、こちらをですね予定しております。こちらについては、国交省の方がですね、あそこの敷地を造成してくれるということで、今、随時やるところですが、そこにですね、ユニットでいきますと3棟、ここにありま
すように、7人7人12人の三つのユニットを予定しております。

用地取得につきましては、公有財産購入費で1,031万4000円ほどあげさせてもらっておりますが、7筆の11,874㎡、これを土地開発基金から買い戻す形でですね、取得するようにしているところです。

委託料につきましては、詳細設計がございまして、詳細設計にかかる2,684万円、それから地質調査をいたしますので、それにかかる経費396万円、それからこれ以外にですね、これでいきますと、役務費の手数料にですね、80万9,000円というふうになっているんですが、このうち50万ほどは確認申請の手数料ということで予算計上しております。

スケジュール的にはですね、今年度で設計をいたしまして、令和6年度の建設、令和7年4月1日からの入居というふうに予定しているところです。以上です。
○町長 補足します。図面の上こう見てもらって、一ノ瀬橋というのが町民グラウンドへ曲がるところのちょっと先にある、ここからぐっと上がって河内の方へ上がるところの、一番川に近い広いところです。以前、見ていただいたと思うけど、手前の川より、実はこの中にこうありますよね、横切って斜めに、これが前の川です。これは実際には川に沿った暗渠になるんですけど、だいたいこの川の隣にこの暗渠を埋めましたから、これなんですけど、前に見ていただいたときに

は、川をまたげて手前と川の向こうと別れとったと思うんですね。手前が駐車場で、向こう側にこれをやりましょうという話をしたというふうに思いますが、この中に川があってですね、本当にもったいないということで、国の方に残土処理の関係で、こっちもそういった利用方法があるから、なんとかしてもらえませんか、あの川を埋めて暗渠にして、別に水路を造ってくださいというお話をして、いろいろお願いを再三にわたってお願いをしたら、それではやりましょうと、向こうの経費で、国土交通省の経費で木与防災の残土処理場としてやりましょうという話ですね、この斜めのこれは暗渠で1メートルぐらいの管が埋まっています、川の代わりに、川の隣に川やったら下にいろいろ岩とか何とかあるからその上に暗渠を埋めるとむしろ悪いんで、川の隣を掘って綺麗に掘って、そこにこれを埋めて、川は完全に埋めて、かぶってますけれどもこれ一つのもので、平面になっておりますから、随分、それで有効にこの土地が使えるようになりまして、水路あたりはこの山手のところにも、山際ですね向側にありますし、こちらの県道側の方にも、水路があるというふうなことで、水の問題もこれで問題ないだろうということになっておりまして、それから今、向こうの木与山ノ口線の分岐点がありますよね、恵寿苑、清光苑の方へ行く道、そこら辺までは埋めていくということで、当然段をつけてですね、国の基準に従って安定できるような段をつけて、何段かになってこれができるわけですけど、これが一番下の段、この上にこの法面があってまた次の上の段というふうなことであります。

ですから、そういう形で国が水路というか、川を埋めてくれましたから、一面平面ができて大変ありがたいなというふうに思っておりますけども、今からこれを活用して、そういった人たちに入っていただく、そうすると、また収入も家賃収入等も入ってきますし、もちろん大きな経費をかけるわけですから、私どもとしても、すぐに来年に元が取れるとかそういうことは思っていないんですが、10年スパンぐらいで元が取れて、地方交付税がこれ1人何ぼという話ではなくて、いろんなことで試算していくんですけども、ざっくり1人40万ぐらいかなというふうに私は思ってます、人口が1人増えたら40万ぐらい地方交付税が増えるという、普通地方交付税が増えるということでもありますから、26人であると、ざっくり1,000万円、年間の地方交付税の増加が1,000万円が見込めるだろう、そうすると、10年たてば1億が地方交付税としてプラスで入ってくる、さらにはこういう施設でありますから、普通であれば人口はその家の事情によって減ることもありますが、これは、常に埋まってくるから減らない、固定人口になるんで

すね変動がない、開けば次の人が入ってくるということですから、人口の変動もないということで純粋にプラスになる人口だというふうに思いますから、そういったふうなことも考えれば、十分ペイするという打算で、主なところはさっきいいましたように、そういった方々が、支援学校とか高等学校までありますよね。ただそれから先がいろんなもう家におるしかない方、程度にもよりますけどね、障害の程度にもよりますけど、そういった方があって、やはり行き場に困ってらっしゃる、重度でない方で働けるけども、行き場がない働き場がない、いろんなケースを聞いておりますから、ぜひその人たちの働き場を設けてあげるのも我々の使命であろうと、社会的使命があるというふうに判断したので、それが一番大きな原因ですけど、それにしても、全部赤字垂れ流しということでは困りますから、10年スパンで考えれば、ざっくりさっきのような説明の中で、ペイするねというふうなことでありますし、それを過ぎたら元を取りましたら、元が取れたら後は家賃と地方交付税はプラス、完全にプラスになるということ、そういうある意味打算も含めて、今回決断したという、そんな感じです。以上です。

○市原委員 あぶ健康いきいきフェスタ委託料ですが、敬老の日大会と福祉スポーツ大会を足して替えたというふうな話であったようですが、どういう内容にされるおつもりなのかお聞きします。

○健康福祉課長 実はこれにつきましてはですね、今年度から既にやっておるわけなんですけど、ちょっとコロナということもありましてですね、議員さんに来賓の案内はしなかったんですが、実際には今年度からやっております。

敬老の日大会と福祉スポーツ大会をやるのにですね、特に福祉スポーツ大会につきましては、かなりみなさんが高齢になられてですね、なかなか運動会もどきことをやったりわけなんですけど、ケガもされても困るということで、これを一緒にして、何かとにかく、高齢者のみなさんの出る機会を増やして、とにかく楽しんで帰ってもらうということですね、このあぶ健康いきいきフェスタということで企画したところです。

内容といたしましては、これまで通りですね、敬老の日大会で行っておいりました、節目の方への米寿とか白寿とか、そういった節目の方への記念品の贈呈とですね、それから福祉スポーツ大会では、障害者の方と、それから手を繋ぐ育成会の方を呼んでおいりましたんで、そういった方にも参加していただくためにですね、そういった団体で活躍された方の表彰をしようということで、式典をまずやっております。それが終わりましたら、今年度であればですね、鹿島劇団さんと呼ん

ですね、大衆演劇を見ていただきました。鹿島劇団につきましては、毎年、奈古の方ですね、夏まつりのときに呼んでおられたんですが、コロナで最近ずっとこられてないということもあってですね、声をかけさせていただいたら、かなり安い値段で引き受けてくださったということもあって、またみなさんもしばらくは見れてなかったということで、大変好評でありました。来年度においてもですね、もう一度ちょっと鹿島劇団を呼ばさせていただこうと思っております。それ以降については、またみなさんの意見を聞きながらですね、先ほども言いましたように、とにかく楽しんでいただけるものを企画していこうと思っております。

○上村委員 4月から発達支援専任の保育士の方が配置されるということなんですが、現在発達支援センター、萩のカラフルに通所している園児もいると思うんですが、今後カラフルの利用に関して、変更点があるのかということと、この発達支援の子どもたちが多いのかってということなのか、それとも、早期に発見して、引き続き繋げていった方がいいってということなのか、ちょっと背景的な部分もお答えいただけたらと思います。

○健康福祉課長 まず最初にですね、カラフルがどうなるのかということなんですが、これにつきましては、今までどおりの利用になります。特に、新しくこれらの支援する専任の保育士を雇ったから、カラフルはなくなるよということではございません。

それからですね、発達支援の専任の保育士を今回雇用するということにつきましては、やっぱり今クラスによってはですね、多いクラスによってはですね、約8割が何らかのそういった症状や行動が見られるということで、以前からですね、保健師の方も大変心配しておったところでございます。

今回ですね、専任の支援士ということで、具体的にいいますと、カラフルに勤務されておられた、美浜の片山恵子さんですね、こちらの方にきていただくことになりました、フルタイムで週5日間勤務していただくことになりました。片山さんにつきましては、保育士の資格に加えてですね、P E C S 指導資格、発達障害・自閉症に対する絵カードを使ったコミュニケーション指導というのがあるらしいんですが、そういったものを取得しておられてですね、カラフルに10年間勤務されておられました。そういった方で、日頃からですね、保育そのものに携わるのではなくて、保育士+α1ということですね、片山さんの方には、そういった子どもたちの保育に関したり、それから親御さんの相談に乗ったりという格好ですね、支援をしていただこうと思っております。以上です。

○西村委員 みどり保育園の改修工事について、施策の概要でお話を聞いておりますが、舗装とか床、壁とか説明がありました、もう少し説明をしていただきたいと思います。

○健康福祉課長 これにつきましては、カラー刷の資料をお付けしていたと思うんですが、こちらを見ていただけますでしょうか。

みどり保育園の本園につきましてはですね、平成10年の4月に完成しております、築25年が経過しております。そういったこともありまして、今回ですね、ちょっと大きな改修をしようということで予算を計上させてもらっています。

別紙で説明させていただきますと、改修する場所がですね、まず左下が玄関側になるんですが、門扉から入って玄関までの間がですね、大変滑りやすいということで、シートを敷いております。このシートを取り除いてですね、滑り防止の、昨日道の駅で見もらったようなですね、ああいった格好がいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、ああいった格好で、滑らないアプローチにするということ、それから玄関に入りましてですね、下駄箱の先の廊下がですね、ここも大変滑りやすくてですね、冷たい床になっております。これを軟質のクッションフロアといいまして、ちょっと柔らかいっていいかですね、そのちょっと厚みのあるやつをやってですね、仮に子どもさんたちがこけてもですね、なるべくケガをしないような、そういったちょっと厚みを持った、柔らかい温かみのあるものにしようと思っております。

それから園全般にはなるんですが、内壁がですね、かなり汚れたりしておりますので、もうちょっと保育園らしい明るい色、パステルカラーというふうに書いておるんですが、ちょっと明るい薄い色の壁に塗り替えようと思っております。

それからその上になりますが、乳幼児のトイレが左端の方にあるんですが、この乳幼児のトイレがタイルの床になっておりまして、スリッパに履き替えていくようになっております。これをですね、スリッパを履かなくてもそのままいけるようにですね、クッションフロアの今一般家庭でも多いと思うんですが、そのままクッションフロアにして、そのままいけるような恰好の床にしようと思っております。

それからですね、運動場とプレイルームとの間なんですが、踊り場っていうんですかね、そこに今やっぱりタイルが張ってありまして、そのタイルも大変滑りやすくなっております。これを何か滑りにくい材質にしてですね、張り替えを考えております。

これ以外にもですね、門扉の横に物置があるんですが、その物置を撤去して、車をまわすのが狭くなっております上がったところが、これを撤去して、ここを広くしてですね、物置については、建物の右側になるんですけど、グラウンドのちょっと奥にですね、その物置を持っていこうかなと考えております。

それから令和2年度になるんですが、公共施設の劣化調査をしております。そのときに、やっぱりひび割れとかですね、それから雨漏りとか、そういった箇所が見つかっておりますんで、その辺もあわせた改修ということで、今回、工事費につきましては3,500万円ほどあげさせていただいております。

改修期間についてはですね、まだちょっとこれから設計に入りますので、その設計ができ次第、入札をするということで、早い時期から取り掛かりたいなというふうに思っておりますが、いずれにしろ令和5年度内の事業でございます。以上です。

○白松委員 みどり保育園の改修工事で、工事というのは保育時間内にやられるということですか。どういった進め方でやられるのでしょうか。

○健康福祉課長 当然ですね、保育をしながらの工事になると思います。

○市原委員 がん検診等委託料なんですが、概要の方には、インターネットのラインのシステムを導入してというようなことだったと思います。私も、ラインをいらっていたら、阿武町のコロナワクチン云々に引っかかってしまって、ポチット押してしまったら、何かおかしなことになってしまったんですが、それきり、予約もしないのに出てくるみたいな、ちょっと使いにくかったりしていたので、もしあれを使われるんだったら、あれをベースにされるのであれば、何か改善の余地が相当あるなっていうふうな感じがしたので、伺ってみたいなと思って質問をしました。

○健康福祉課長 ラインを使うというのはですね、結局なぜラインを使うかといいますと、ラインにはですね、例えば検診前日にですね、血液検査や胃がん検診される方に、前日は21時以降は絶食してくださいよとか、それからあとは、貴方の時間は何時ですよとか、リマインド機能がございますんで、そういった意味で最終的にラインでみなさんにお知らせするという事なんですけど、その前段階として、予約を取るというところについてはですね、こちらで業者とどういったものを作るかっていうのを協議して作っていくわけなんですけど、ちょっと先ほどいわれましたように、コロナワクチン使い勝手が悪かったよということだったので、その辺の反省を踏まえてですね、がん検診の予約システムについては、もっ

とわかりやすいものにしようと思います。その予約システムがですね、今ちょっと考えておりますのはですね、当然個人の宛名番号があると思います、案内を出したときに、その宛名番号を入力してもらったらですね、その方の受診できるメニューが表示されて、当然受けられないものは受けられないということで、選べないようにして、受けられるものを、いつの何時に受けたいというふうな格好で入力していくようなものをちょっと想定しております。それによってですね、コロナ禍以降ですね、それまではみなさんドゥーときて、受付をして、こられた方から順番にというような格好をとったんですが、コロナ禍ということで、一度にきてもらっても密になるということで、そういった予約方法を取りだしたんですけど、これをやったらですね、さっきいきましたように、事前予約をしてもらえれば、ラインを使ってのリマインド機能ということで、その方へ確認を取れるんで、今まではなかなかですね、電話で受けて予約を取っておったんですけど、そうしたときに最終的な案内がなくてですね、その方が間違えられたり、こられなかったりということがありましたので、そういった意味ではラインを使ってですね、こういったシステムを計画しているところでございます。

いずれにしても、コロナのですね、いろいろな反省を踏まえながら、できるだけいいものに、今から業者と検討することにしておりますんで、いいものにしたいと思っております。

○委員長 ちょっと1時間近くたちますので、1回休憩をはさみたいと思います。

休憩 13時59分 再開 14時10分

○委員長 では引き続きまして、審議の方を進めたいと思います。

○委員長 個別予防接種委託料とありますが、予算の概要の中にも带状疱疹ワクチンの予防接種があがっていたと思うんですが、医療関係者に聞いた話では2種類あって、片方は8,000円くらいで、もう一つ高い分は1回10,000円が2回と聞いたんですけど、そのあたりの詳しい内容を教えていただきたいです。

○健康福祉課長 まず最初にですね、带状疱疹についてなんですが、これは多くの方がですね、子どものときにかかった水疱瘡、このウイルスが原因でおこることになっておりまして、水疱瘡が治った後もですね、ウイルスが体内に潜伏しておりまして、高齢とともにですね、過労やストレスなどが原因で免疫力が低下したときにこのウイルスが再び活性化して、带状疱疹を発症するものでして、日本

人の成人のですね約9割以上が、この帯状疱疹を発症する可能性があると言われておるようです。

発症しますとですね、皮膚の症状だけでなく、神経にも炎症を起こして強い痛みが現れるという症状が出てくるようなんですが、こうした帯状疱疹を発症した人のうち約2割はですね、3ヶ月以上痛みが続いて、神経が損傷されることで、その後も帯状疱疹後神経痛になると言われておるようです。

今回そういった方ですね、帯状疱疹の予防接種ということで、50歳以上を対象に助成を行うものとしております。

先ほど松田委員いわれましたとおりですね、ワクチンには2種類あるそうです。水痘ワクチンという水疱瘡用のワクチンを打つものですね、それから帯状疱疹ワクチンといいまして、不活化ワクチンを打つものがあるようです。

水痘ワクチンの方は、接種が1回、料金が大体7,000円から10,000円程度、これは医療機関によって接種料金が違うというふうになっておりますが、大体7,000円から10,000円程度ということです。もう一つの方の帯状疱疹ワクチンにつきましては、接種が2回必要だそうです。1回がですね10,000円から20,000円程度かかるということです。じゃあ何が違うのかということですね、水痘ワクチンの方は大体ですね、効果といいますか、期間が5年ぐらいというふうにいわれております。二つ目の帯状疱疹ワクチンの方は2回打ちますので、大体9年以上、はっきりした年数まではネットを見ても書いてないんですが、9年以上ということになっておるようです。この2回はですね、間を2月あけて2回打つようになっておるようです。

このワクチンについてはですね、病院によっても両方置いてあるっていうわけじゃなくて、例えば福賀診療所なんかはですね、水痘ワクチンしか置いてないです。そういったこともあって、病院によってですね、ワクチンが違ったりもしますんで、この2種類を対象にですね、今回助成するというようにしております。

助成内容が接種費用の1/2ということで、今のところ1人につき生涯1回ということにしております。

今後ですね、効果等がさっきいいましたように、5年であったり9年以上であったりしておりますので、その辺がまだまだ不確かなところがございますので、またご要望があればですね、何年経過したらまた打てるよというふうに変更ということもあるかもしれませんが、スタートするにあたりましては、一応生涯1回の助成ということで考えております。

今回ですね、大体50歳以上の方が町内2,100人ぐらいいらっしゃいます。そのうちの40人程度ですね、見込んで計上しておるところです。1/2ですので、どのワクチンを打つかによって、どうしても単価が変わってきますので、多少助成の金額が変わってきますが、一応1/2ということで予定しております。

周知はですね、当然リーフレットを作ったりですね、それから広報等でもやっていますし、それから町内の医療機関にもですね、助成がありますよというようなですね、お知らせみたいなものを貼らせていただこうかなと思っております。

今さっきいいましたように、福賀については水痘ワクチン、斉藤先生にどれ使っておられますかと聞いてみましたら、斉藤先生は特に置いてはないので、福賀がそれを使われるのなら、うちもそれにしようかなというような話をされておられました。

申請につきましては、町外の医療機関もあることから、接種の領収書を持ってきていただき、償還払いという格好で、本人に直接交付するようしております。

これをなぜやったかということですが、病院にはできますよというポスターみたいなものが貼ってあるようです。それを見られたときに、接種費用が高いので、住民の方からこれに対して補助金はないんですかというような問い合わせがいくつかありました。そういったこともあって、これをやったらどうかなということで、たまたま県内初になりましたけど、やるということになりました。

○委員長 ここ何ヶ月ぐらい、テレビCMでも带状疱疹ワクチンが流れているので、それを見て問い合わせもあるんでしょうね。

○健康福祉課長 特にですね、コロナになってから带状疱疹が出る方が増えたという話も聞いています。

○町長 先ほどの話ではありませんが、私と同じような勘違いをしている人もいると思うんです。自分が水疱瘡やってるからかからないと思っていた。それは真逆で、水疱瘡をやった人は体の中にその菌がおるから、それが悪さをするという、年をとって、だから真逆の勘違いをしていた、僕は関係ないみたいな話と思っていた、水疱瘡やったから、ところが、やったからでるという話ですから、よく周知をしないといけないなと思います。

○健康福祉課長 若い方は、小さい頃に水疱瘡のワクチンを打ってるんで、带状疱疹にはかからないそうです。

○市原委員 これは、お礼の意味でいわせていただきます。給食調理場改修工事ですが、実は私、まだ議員になりたての頃に、スイカの部会の人間から、どうに

かならんかといわれて、それはどうにもならんという回答をしておりましたが、その後このような形でしていただけること、感謝申し上げます。

地域にあるそういったもの、奈古分校もそうだったように、今現存している、それを何か少し工夫すれば、地域のまた新たな魅力が発見できるような、そういう施設になるんだということを改めて思ったところでありまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

○白松委員 松くい虫防除事業補助金、町有林保育事業委託料の詳細について説明をお願いします。

○農林水産課長 まず松くい虫防除事業補助金であります。これは奈古の鹿島神社、それから宇田の三穂神社、これに関しましては、景勝地としての風地観景観として、松の保持、それから地域の自主的な防除の促進を図る目的で、それぞれの団体に対しまして、5年に1回の松くい虫防除の補助を実施しております。今回は三穂神社が対象で、奈古の鹿島神社につきましては、次回が令和7年度の実施の予定となっております。

それから、町有林の保育事業委託料ですが、先ほど白松委員がいわれましたように、奈古床波町有林の間伐でございます。一応想定する面積につきましては、6.58ヘクタールを考えておりまして、材齢28年から32年のヒノキを対象と考えております。

○白松委員 森林整備地域活動支援交付金の154万円について、説明をお願いいたします。

○農林水産課長 森林整備地域活動支援交付金は、経営計画を立てた事業者が申請する事業でありまして、内容といたしましては、施業計画の共同計画、これが40ヘクタール。それから経営の委託というのがあるんですけど、これが15ヘクタール、そして間伐促進、これも同じように15ヘクタール、そして、経営計画の作成と促進、これが5ヘクタールということで154万円を見込んでおります。

この事業主体といたしましては、福賀の吉岡さんが取り組んでおられる事業であります。これに対して補助しているというものです。

○委員長 がんばる農林水産業の補助金なんですけど、農業の方を見ると農業大学の奨学金とか、かなり手厚くなっているんですけど、漁業はないんですかっていうことをお伺いしたいです。

○農林水産課長 農業につきましては、農業大学校という施設がございまして、これは就学期間2年で、農業に就業する、それから農業法人に就農する、そうい

った方が農業に就くために、専門的な学習をする研修機関ということで、防府市にございます。

松田委員おっしゃいますのは、多分水産大学校のことだろうと思うんですが、この水産大学校はですね、これは国立で就学は一応4年間、一応大学的な取り扱いになっております。この水産大学校を卒業されて、第一次産業に就かれているかという、就職状況を調べてみますとですね、卒業生の6割は就職ということなんですが、就職先がですね、そのうち約15%が公務員であったり、漁協なんかの各種団体、それから残りの中で60%がですね、水産関連企業であったり、食品加工会社、それから海運業と造船業、こういったところへ就職されているようです。そして、その残りですけども、これにつきましてはですね、進学者で水産大学校の専攻科というのが1年あるんですが、それであったり、他の大学の大学院とか、これは2年制ですけども、これに行っておられるような状況のようです。

最初に申し上げましたように、水産大学校を卒業してですね、漁業に就業された方っていうのは、基本的に今のところ無いようでありますので、この先ですね、阿武町の出身者が水産大学校に行って、帰ってきたら地元で漁業で錦をたてるよってというような方がいらっしゃれば、その時にはいろいろと検討をさせていただきたいと思います。

農業大学校の支援につきましても、最長2年間という期限を設けておりますし、卒業後は阿武町に住所をおいて、阿武町で就業すること、3年間以上就業することという条件を付けております。

○委員長 私の網元の息子も水産大学校の出身で、一旦他所へ行って、で帰ってきて、今は継いでいるような状態で、漁業で働いたりしているんですが、それで、どうしても普段働いていると、農業の方が手厚くて、漁業はなかなかやってくれんのっていう話をよく聞くんですけど、できるだけのことをやっていただけると嬉しいです。また、ご検討をよろしくお願いします。

○委員長 漁港機能保全計画策定業務委託料、海岸保全施設整備事業委託料なんですが、場所とかを詳しく聞きたいのですが。

○土木建築課長 添付のA3版の管内図で場所を説明。

○市原委員 生活支援相談専門員というのがありますが、これについて、詳しく教えていただけたらと思います。

○まちづくり推進課長 これについては、昨日、白松委員の質問に答えさせていただいたんですけども、いろいろ特殊詐欺はじめですね、消費者関連のお問い

合わせに対して対応しているものでございます。

毎月、第2第4の月曜日を相談日としております。以前は、平成元年までは専門の相談員ということで、萩市の方からきていただいていたんですけども、なかなかその後釜がない中で、まちづくり推進課の方で直接対応させていただいて、その上で昨日も答えましたけど、難しい案件についてはですね、県の消費生活センターの方にお繋ぎをさせていただいているところでございます。

件数等については昨日お答えしたと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白松委員 お試しサテライトオフィス交通費補助金について、教えていただきたいと思えます。

○まちづくり推進課長 奈古の八幡様の横にあります、旧デイサービスセンターのくすの杜を取得しまして、お試しサテライトオフィスってということで、これも条例提案をさせていただきました。

冒頭、どこか話がかりがあるかということでありましたけれども、そういったことで、いろいろITを中心にですね、企業にきていただいて、こられた中ではですね、実際にこの阿武町で、そういった暮らしもしながら仕事ができるかということの体験と、例えば行動するについてもですね、車がないと難しいところがありますので、町の方で車のリースを受けて貸し出したりとかですね、必要な備品を購入したりとか、交通費については、例えば東京から阿武町までくる旅費でありますけれども、これは後々ですね、県の方から1/2の補助の支援がございまして、そういったことで、先ほど条例で説明させていただきました。

今度活動の支援を、そういったことで町の補助はありますけれども、経費で対応するということです。

○白松委員 西台展望台設置工事について、今も現存、ラジコン飛行場に展望台が建ってますけど、作って間もない頃、うちの長男が中2の時に、そこで将来の夢を語ったんですけど、奈古の子は鹿島へ行って、福賀の子は西台の展望台で、宇田郷の子は惣郷鉄橋、それぞれ各3地区分かれて、保護者の前で主張したんですけど、その時はいいなという思いを持ってたんですけど、それ以降、なかなかそれを利用されている方を見かけたこともないですし、なんか見たときにはカラスが止まっていて、カラスの止まり木というあだ名もついているようなんですが、それとは別に建てられるということで伺ってます。

また、町長の最初の政策の演説の中にも西台展望台を作るということで、お聞

きしておりますが、予定の話になると思いますけど、大体どの辺までこの話っていうのは出来上がっておるのでしょうか、説明の方よろしくお願いします。

○まちづくり推進課長 今の展望台施設については、確か平成26年度に、当時、農林水産課というか、経済課で整備されたものと思っております。白松さんは場所は重々ご存じのことと思いますけれども、福賀のラジコン飛行場の駐車場のところに建っております、一部牧草地というか、無角和牛を夏場から放牧しますが、見えるような状況であるかと思っております。

どれだけの利用かというのが、私もそこでカウントっていうか、無料施設でありますから、正確には存じておりませんが、福賀飛行クラブの方に聞いたりとするとですね、かなりの数、こられた方が展望台に上がって、あそこからの眺望を見ておられたりとかですね、今キャンプフィールドと関連して、体験プログラムということで、協力隊の藤尾くんが無角和種堪能ツアーということで、前日に肉を食べて、次の日に畜舎であるとか、繁殖センターであるとか、放牧状況を見に行くというところで、そこも上がってご案内をしているということでございます。

今のところがですね、西台はご案内のとおり、随分広いところでありますが、決して全体が見渡せる場所でもないというふうに思っています。今、詳細に設計をしたりですね、具体化をさせているわけではありません、これから詰めていきたいと思っておりますけど、ざっとのところではいいですと、今のところから、西の方に移ったところです。

○町長 今現存の展望台を作ったときに、あの牧歌的な雰囲気を楽しんでいただくという趣旨で作ったんですけど、場所の選定が私にいわせれば、誤って、あまりにも手前にあるから、手前の道より上の方のところしかほぼ見えなくて、19ヘクタールぐらいだったか、バーッと広がって、昔に常永くんとかが牧草を採っていたところ、その大きな採草地、自分のことをいうのはおかしいけど、私が福賀に行ったときにびっくりしたのが二つあって、一つは、宇生賀の100ヘクタール、正確には85ヘクタールくらいでしょうけど、人目100町歩という、その広大な景色、こんなところにこんな広いところがあるんだってびっくりしました。それと、西台の今の放牧地、あれ全部入れたら29ヘクタールあるんですね、こっちまで入れたら、確か29ヘクタールだったと思います。ただ、今、こちらの上の方は町営の畑がありますよね、貸しているところが、それから下だけでも20ヘクタールあると思うんですよ。それも上がったときに、まさにその見渡して20ヘク

タールという、広大な、その時はみんなあそこを使って草を採っていた、綺麗に牧草地であって、どこか熊本の方に行ったかみたいな感じでした。

新しい福賀の名所というか、一つのそういう広い土地を演出する、観光というのはちょっとあれかもしれませんが、まーある意味観光ですよ。そういうところをきちっとするためには、やっぱり展望台も必要だろうということで、そういう予算だったんですけど、建てる場所が飛行場があって、(場所説明)ここに建っているじゃないですか、ですから上のここしか見えない、向う側はあれから下がってますから、一番広い15ヘクタールある牧歌的なところは、下がるとるから何も見えないんですよ。なぜその場所なのか、今更身内でいってもしょうがないけど、場所が非常にもったいないことをしている。だから、今のここが見えるところまで、そこから下がってるじゃないですか、この辺まで出たら両方見える、そしたら一目であるだけの広大な土地でやってるのが見える、そしたら、まさに福賀で、例えば夏場やったら、星の見る会とかあるじゃないですか実際問題、そういうこともあそこに行って見れるし、この広い草地がある、皆見える、あー福賀にこういうところがあるんかとなるんじゃないけど、今のところだったら、牛の管理舎があるところから上しか見えんじゃないですか、それじゃあちょっと名所というか観光地にはちょっとなりにくい、やっぱり一番先の下がるこの辺までいって、全体の広い土地、あれが見えてはじめてあそこの良さが分かるわけですよ、だから、もったいないちゃもったいない、二重投資ちゃ二重投資やけど、こっち側のやつが機能してないから、それでもあの景色はものすごくいいし、魅力はものすごくあると思う。だからそれを演出するために、やっぱりちょっとの話だけでも、100メートルもいってないと思いますけど、数十メートル先に出したいんです。

今の移設しようかという考えもあったんですよ。ところが、やっぱりああいう施設って、ちゃんとした工事でやってるんで、根入れとかがものすごい、下のコンクリートとかが、それをもう除けて掘り起こして切らなきゃいけない、それをするのと、新しいのを作るのは変わらない、お金が、ということであれば、もったいないといわれるかもしれんけど、機能を果たさないと意味がないんで、じゃったらやらなかったら何もはじまらない、やっぱりせっかくのあの景色をみなさんに楽しんでいただく、あるいは福賀の新しい名所を作るためにも、お金はかかるけど、二重投資といわれるかもしれんけど、やっぱり適切な場所にもう一回作りたいていう、そういう熱い思いでやっております。

○白松委員 展望台を建てられる思いというのは、伝わりましたが、やはり、

観光客をそこへ呼んでくるということになると、トイレの問題が出てくると思うんですよ。やっぱり滞在してほしいという思いもありますし、そこはトイレも、電気は無角の畜舎まではきてますけど、水も別の補助金関係でいってますけど、それは聞いたら、その辺の水もそっちの展望台の方では使えないよ、っていう趣旨の回答を受けたことがあるんですが、その辺の整備はどういうふうに、その展望台を建てた周辺の開発っていうか、一つの観光の名所とするのであれば、そういう施設も付随して、今後いるのではないかなと思います。

○町長 それね、鶏と卵の話ですけど、まずね、やってみる、今のやつを、その中で、これはたくさん人がきて、必要だとなればやることは全然やぶさかでないけど、現実問題として、今、例えば飛行クラブの人たちは、あそこに持ってますよねトイレ、汲み取り式のトイレを持ってるんですよ、自分で管理している。だけど、将来的にそういう不特定多数の人が多くきだす、そして、あぶナビがいろんなコンテンツを作って、福賀のツアーとかの中にあそこも入れ込む、多分入れ込むようになると思います、あの景色は素晴らしいから、その中で必要と、これはもういるねということであれば、やりたい、そのことは全然否定しません、ただ、やる前から、お膳を全部揃えて、はいできました、どうぞ食べてください、ということは、ちょっとまだそこまでは、まずは今のがどんだけ効果を発揮しているか、あぶナビの中でどんなメニューを作ってくれるか、そこでどれだけの集客あるかというのを、まずちょっとやらしてもらいたいということです。トイレもやらないとはいわないし、せっかくすぐ近くまで、縦割りの問題はあるかもしれないけど、電気もきておれば、水もきておるわけだから、どれかの方法でそれを使わせてもらうことは不可能じゃないと思うんで、それは今からの状況の中で、必要とあればやっていきたいと思います。

○市原委員 今の西台の件なんですけど、ちょっと若干今話の中で出ましたけれども、福賀ラジコンクラブの方からも少しそういう話もあるみたいだけど、ぐらいいしかご存じなかったんですけど、しっかり話し合いをしてもらいながら進めてもらわないと、フライトに支障が出たりとかいうのは私がいう立場じゃないけどご本人はいつてらっしゃいましたけど、借りてる分際でそういう立場ではないけれども、できれば話し合いが少しずつでも進めていただきながら、せっかく地区外の方がきて楽しんでもらえているっていう意味では、僕もしっかりやらせてもらってるつもりだけどっていうちょっと控えめないい方ではありましたけれども、ですので、これ正式に決まっていくまでには、しっかり話をさせていただきたいな

というふうに思いました。

○まちづくり推進課長 実施設計しているわけではありませんけれども、当然、どこに建てたらというのは、私もドローンを持って行って見てみました。

その際に、福賀飛行クラブの方、会長さんではありませんでしたけれども、3名いらっしゃったので、今みたいな話も伺いました。滑走路ありますけれども、ちょっと風の方向ですね、やっぱり斜めから入ってこなきゃいけないみたいなどころもあったりとかですね、ちょっとまた逆にブラインドのところで作ると、ちょっと危険ないろいろ、航空法という縛りがあったりしましたり、そういったことについてはですね、現利用者である飛行クラブの方とも話をしたいと思えますし、ちょこっと、たまたま代表の方が下東郷出身で、山口の方で設計事務所もされているということで、設計料はともかくですけども、そこらのちょっとアイデア出しとかもお願いできたらいいのかなとは思っています。

○米津委員 地域内循環促進事業委託料の内訳をお願いします。

○まちづくり推進課長 この委託料51,063千円につきましては、先ほどありました地域内循環地方創生特別事業ということで、地方創生の事業で取り組んでいるものでございまして、現在、一般社団法人ステージと業務委託をしながら進めておるところでございます。

内訳をとということでもありますので、ちょっと口でいうとダラダラなるかもしれませんが、お聞き取りいただきたいと思えます。

大きくあぶナビという、阿武町観光ナビ協議会、キャンプフィールドと車の両輪で動かしております、阿武町版DMOの機能強化、そして地域通貨であったり、木の駅であったり、そういったところのプロジェクトの推進費であります。

まず、阿武町版DMO機能強化事業の部分が、この中の内3,395万7,000円でございます。内訳は四つありまして、一つは地域内経済循環促進事業企画事業推進事業コーディネートの委託料で、2,426万2,000円、これは一般管理費13%消費税10%が入った数字であります。

その次が、滞在拠点サポート委託費ということで、372万9,000円であります。スノーピークでありますとか、今、東京のブライダルの専門、先般、総理とバイデンさんも会食されたような場所らしいんですけど、八方園というところがありまして、社長がわざわざお見えになって、町長とも面会をさせていただきました。その他、YouTuberが来られてですね、いろいろPRをしていただいたところがあります。

今度、地域内生産物消費サポート委託費ということで、298万3,000円です。これは当初から関わっていただいております、水産業の販路拡大、また魚価向上ということで、ウエカツ水産を主とした委託料であります。

4点目として、広報メディアコミュニケーションサポート委託費ということで、東京および海外で活動されているえんぎという会社の方に業務委託をしております。いろんなマスメディアの発信があったりですね、そういった広報だけでなく、いろんな地方創生絡みのコンテストにも応募して、予選通過したりとかですね、いろんなことが会社の業務委託の中でされておりますし、よくいわれる、コロナで停滞しておりましたけれども、インバウンド、直接阿武町でインバウンドがどうこうということではないかもしれませんが、やはり阿武町の観光発信をする中で、そのインバウンドの目に留まったり、数は少ないけれども、きていただくことで、またその内需というか、日本の人の動きも活性化したいということで、そういった取り組みもいたしております。

次に、地域通貨導入事業ということであります。これは、1,158万5,000円です。内訳としまして、地域通貨導入調査検証委託費ということで、248万6,000円、白松委員からあぶペイの話もありましたけど、また本格的に進めてまいりたいと思います。

次に、木の駅プロジェクトの委託費ということで、785万6,000円です。このうち、462万4,000円については、トラックとか、フォークリフトとか、まき割り機とか、計量器とか、チェーンソー等の3年リースでありまして、リース満了後は、町の所有物になるということであります。

残りが323万2,000円で、講習会でありますとか、視察調査費等の経費、また薪を乾燥するため、貯蔵するためのラップ備品等も、この金額の中に含まれております。

この他に、木の駅の出口として、今、道の駅の温浴施設といいたししょうか、温泉と温水プールで、当初は十数年前から、吉岡さんの方でチップボイラーということでしたけど、経年劣化とかいろいろ不具合があって、今ストップをしております。代わりに灯油という形で、化石燃料を焚いておりますけれども、こここのところを、令和5年度にそういった実施設計をして、令和6年度に整備をして、令和7年度から、ちょうどEGFのグループホームとも歩調をあわせた形でありますけれども、薪ボイラーでやっていきたいと思っております。そのための実施設計の経費が552万でありまして、あわせて51,063千円ということになります。

なお、これに別にですね、地域内消費の事業とかありまして、ABCクッキングの経営する、ABCスタイルというところから、人材を総務省の地域活性化企業人、企業に在籍しながら、住民票を移す移さないもありますけれども、阿武町の方にきて活動してもらうことをテストキッチンの方でやっておりますし、まだ話は詰まっておりますけれども、先程の八方園の方ともですね、協議をしながら、DMOの運営中枢の方ですね、そういった人材をいただけないかということで、それぞれ560万の1,120万円を予算計上を負担金補助及び交付金でさせていただいてるところでございます。以上です。

○米津委員 ちょっと話がずれるかも分かりませんが、ABCスタイル、以前にもちょっといわれていたと思うんですが、サンバシカフェの横の設備を使って、ある方が問い合わせをしたら、料金がすごく高いから、自分たちが借りてやるということではできないなという話を聞いたんですけど。

○まちづくり推進課長 あそこの正規のですね、使用料というのは定めをしておるんですけども、正直なかなかそれでは使い勝手が悪いというところもあって、まして、ご案内と申しますけれども、なかなかカフェのお客さんが少ないということもあって、スタッフを変えたり、メニュー構成を変えたり、金額を下げたりですね、今一生懸命努力をしているところでありますし、それにあわせて、そのテストキッチンなり、もちろんカフェもアクティブにしていかないと、実際には人に活用してもらわないといけませんので、そこらのところは内部でまたあぶクリエイションと協議をしながらですね、相乗効果が図れるものであるとか、町の身になるものであれば、定価は定価として、特認ということをしていただいております。

○委員長 ちょっと1時間近くたちますので、1回休憩をはさみたいと思います。

休憩 15時03分 再開 15時12分

○委員長 では再開したいと思います。

○委員長 記念碑整備工事、どういったものを建てられるんですか。

○まちづくり推進課長 しっかり決まってるわけではありませんけれども、看板屋さんとか石屋さんとかいろいろな協議をしております。ちょっと大きい話でいうと、1m20ぐらいの石があって、そこに道の駅発祥か発祥の地という文字を刻みたいと思っておりますのと、横にステンのプレートか何かで、なぜ発祥なのか

みたいなところを、簡単にデザインで格好よく設置できたらいいのかなと思っております。

○委員長 他の例でいうと、能登町のイカキングは最初できた頃は評判が悪かったのが、以外に写真を撮りにこられたりとかで評判がよくなった。出来れば、そういう効果があったらいいのかなと思います。

○町長 道の駅の発祥をいっているところがですね、何駅かあるんですよ。この前、広報のコラムに書いたと思うんですけど、その中で、一部に石碑を建ててですね、道の駅発祥という石碑があるから、うちが発祥だということがある、あるんですよ、ネットとか調べたら分かります。

うちの場合は、本当になんていうか、押しも押されぬ元祖とっていいんですけど、やっぱりそこには何かがあるんですね、やっぱりある必要があるんです。これだっているのが、その一つとして、そのモニュメントっていうのはやっぱり必要。今、高い塔で発祥とは書いてある、でもそれはなんとなくこの石碑と重さが違う、感じとしてですけど、それがあるからどうということはないんですけども、せっかくであれば、そういった重みのある石碑、そんなに大きなものでなくてもいいんだけど、そういったものもありますということで、駄目を押したいという気持ちがあるんですよやっぱり。それもあるし、歴史的に遡って見ていただいてもこうですよ、ということは今度4月の22日で登録から30年です。ですから、ちょうど30年の節目に、昨日ちょっとお話したように、8月の20日、今のところそこを目途に、あまりこの春のとき、人がいっぱいいきたりするんですよ、それよりもむしろ8月のその頃であればということで、そのときに式典もやり、そして今の予定では、大石技監、国土交通省、昔の建設省、国土交通省のNo.2、次官の次の事務方のNo.2、この人もものすごく田中栄治さんあたりと、船方の坂本さんとか田中栄治さんとか、そういった方達と国が一体となってそれを作ったわけで、その大石技監あたりが、そういった関係者を呼んで、大石さんも呼んで、シンポジウムとかそういう類の講演会をやり、式典をやり、そして序幕もすると、これでどうだみたいなことなんですけど、やっぱり、もう1,198、全国で1,198、今年が6つできる、だから1,204というすごい数で、海外にも道の駅っていうのができはじめています。その元祖ということは、ものすごいことなんですけど、そういったことを、やっぱり駄目押しをするようなことも必要じゃないかなという思いがあるんで、これを記念にやりたいというのが思いです。

○市原委員 空き家対策等補助金について、せっかく補助金をつけられたという

ことで、本日チラシも配られていると思いますので、説明をお願いします。

○**土木建築課長** お手元の緑色のパンフレットで説明させていただきます。

この阿武町老朽危険空き家除去促進事業補助金は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の元、阿武町空き家等の適正管理に関する条例に掲げる、町民の生活環境の保全、安全安心なまち作りを目的に、管理不全ないわゆる危険空き家の除去を促進するためのもので、令和5年度からの新規補助金であります。

町では、令和元年度に阿武町空き家等対策計画を作成し、町内にある危険家屋等の調査、並びに関係者に対し、近隣住民等に対する危険回避のための改修、除去等を粘り強く依頼しているところではありますが、家屋の解体には多額の経費がかかるため、こちらの思いとは裏腹に、撤去が進まない状況を鑑み、今回の国の補助金を活用した事業を新規計上したものであります。

まず、対象となる物件につきましては、倒壊等により隣地や町道、河川等に被害や影響を及ぼすおそれがあるもの、既に誰も居住しておらず今後も使用される見込みがないもの、住宅の不良度として、基礎の構造、柱や壁の傾き、腐敗具合、屋根の飛散、陥没状況等を点数化したものが基準値に達したものの、木造または軽量鉄骨造りの居住用住宅で、一戸建てもしくは長屋建て、店舗等との併用住宅の場合は、居住用の部分の床面積が1/2以上のもの、補助申請前に工事に着手していないもの、また実績報告書の提出期限までに除去工事が完了するもの、他の交付金を受けてないことや、公共事業等による補償の対象になっていないものなどになります。

また、補助対象者については、対象空き家の所有者または相続人、あるいはそれら全ての関係者から同意を得た方、税金等の滞納がない方、暴力団関係者との関係がない方、解体業等の資格がある町内の業者に発注していただける方となります。

次に、補助の対象経費は、業者の見積り、請求額または国の標準建設費のいずれか少ない額の80%相当額になります。なお、家屋本体の解体費以外の門扉の解体費や、物件の移動費、処分費等は対象外になります。消費税等も対象外です。

また補助金については、補助対象経費の2/3以内で上限は100万円としております。

最後に令和5年度の募集期間については、5月から12月まで、予算については、2軒程度の200万円程度を想定しております。以上です。

○**白松委員** 空き家の除去によって、固定資産税が高くなる場合がありますとい

うところで、家屋が建っておれば、今は固定資産税が1/6という特例が受けられると思うんですけど、これを更地にしてしまうと、税金が特例からはずれて、1/6がなくなって固定資産税が高くということで、ちょっと二の足を踏まれる方もおられるんじゃないかと思うんですが、これは、国が決めた法律の中でこういうことになってるんですけど、何かいい手立て、駐車場を設置して駐車料金を稼がれる方など、そういう手段もあると思うんですが、どうでしょうかね、じゃ家屋そのまま置いとけ一っていう人もいるんじゃないですかね。

○**土木建築課長** 今いわれたようにですね、これは国のやることなんですけど、今ちょっと情報が入ってる場所ですと、今は1/6の特例がありますけど、今後は危険空き家が建っていると、その軽減もなくなるんじゃないかと聞いております。

○**委員長** 例えば、持ち主の方と連絡が取れない、相続人の方と連絡が取れないようなところも実際にはあると思うんですけど、そういったところは基本的には対象から外れるようになってしまうのかどうか、例えば、近隣の方が1/3で済むんだったら、金出して崩してもらえないだろうかと、そのような場合もありそんな気がするんですけど、それ自体は対象外にするのか、どうなのかをお伺いしたいんですけど。

○**土木建築課長** 今ちょっと説明しましたが、基本的には、相続者の方全員の了解を得たものというのがありますので、いらっしゃらない場合は、ちょっとまたやり方が変わってくるかと思うんですけど、強制撤去、その辺で対応していくというふうになるのかなと思いますけど、一応、今、特定空き家候補としてですね、いろいろ調べて10件ぐらいあるんですけど、その内2軒は解決しましたが、一応全部相続者を調べて、特に危ない家屋についてはですね、2ヶ月に1回とかコンタクトを取りながらですね、お願いしている状況です。

○**町長** これはまず第一弾です。これやったら正規の形で除けていく、これに乗られないような人については、次の手段を講じざるを得ないっていうのが、昨日ちょっと話があったように、特定空き家危険空き家として、強制代執行をする、これは公共がやれば持ち主が分からなくでもできるわけで、公示送達とか、いろいろな方法を講じてやれますけど、ただそうすると、代執行とはいいながら、本当は費用の請求はできるわけですけど、請求しても多分帰ってこない、求償権はあるけど、実際に求償できるかなとそれは多分無理だということで、町が出しただけと、実際にはそうならざるを得ないというふうなことが考えられます。

その上で、底地、こちらが取るといふ話にならないので、なかなか難しい問題が残るといふふうに思います。

さらにもう一つ、これはある意味便法ですけれども、例えば家土地込みで町に寄付していただく、宇田でありましたよね、宇田の海側で崩れそうな家で、あれがもし崩れたら、あそこの流木が流れて海に出ますよね、大きいものや長いものが、それが例えば宇田の大敷の網に突っ込む、あるいは船が乗り上げて事故をおこす、昔ね事故があつて、私の親戚のおじさんも亡くなりましたけど、そういう衝突事故、こんな大きなものが流れたら何がおこるか分かりません。時化たら大敷の網の中であれが暴れたら、網が木っ端になりますよね、でも誰にいうこともできないですから、もう一つの便法として、もしかしたら、そういうこともみなさんの安全を考えたときには、やるときがあるかもしれんなと私は思ってるんです。その代わり、もうあなた権利も何もないですよ、土地込みで全て寄付してくださいといふふうなことも、もうどうしようもない手段としては、有り得るかもしれない、ただ所有権は寄付だから、底地の所有権は入るけど、崩すのはこちらがお金を出すわけですから、この土地を崩賃で購入したようなことになりますけどね、多分足りないと思いますけど。でもみなさんの安全を守るためには、そして町の景観、それなりのやっぱり景観は守っていかなくちゃいけないというときには、やっぱりそういったことも、ある意味邪道だけでも、それはでも全体の福祉から考えたら、そういったことも決断するときがあるかなと、それはこういうことをやった後にですね、やっても全然駄目だといふふうになったときには、それもまたやっぱり一つの手段としては考えておかなきゃいけないなということも思っています。

○**土木建築課長** 具体的な名前はいえませんが、多分元浦の家だと思うんですけど、連絡を取り合っていてですね、今ちょっと前向きな意見をいただいておりますので、このこともちょっとお話して、順調にいくんじゃないかなと思っております。

○**米津委員** 今に関連してですね、町長もご存じだと思うんですけど、釜屋地域、かなり今にも潰れそうな家が4軒くらいと、後数年すればそうなるんだろうという建物が二つ三つあって、自治会としてももどかしくて、持ち主の方の連絡の取り方もわからないし、苦労はしてるんですけども、だから第1弾がこれとして、第2弾にもものすごい期待をかけてきてもいいかなという気がします。今も既にご存じのように、屋根がなくて側だけの小さい家があります。非常に危ない

など、だんだん少しずつ崩れていて、たまたま通っていた人が運が悪かったということにならないように、看板は町で立てていただいたんですか、図上注意。

○**土木建築課長** そうですね、はい、道路管理者として最低限の責任です。

○**米津委員** 国道から一番目立つところの家なんですけど、1/3くらい屋根がありませんから、何とかしてほしいというのが釜屋の意見です。

○**町長** 国道の傍も、反対側の方も十分把握してますけど、まずは前の橋から渡って、国道の傍のところは、ちゃんとコンタクトを取ってるんですよ。もう何回もやってるけど、やっぱりそうはいつでも、ない袖は振れないということでありまして、やっぱり、まずはこういった提案をし、今まではゼロの中で、貴方何とかしないと、もし事故が起こったらどうするんですか、責任ですよというふうな話の中でやってきてるけど、今度は、こういうのも作ればですね、こういうのもあるからどうにかならんかみたいな話、それでもどうにかならんかという話になったら、さっきみたいな話にならざるを得ない。まずは、とりあえず前の橋を渡っていくということです。

○**白松委員** 舗装点検業務委託料、舗装長寿命化計画策定業務委託料、水車橋橋梁補修設計業務委託料、あわせて説明を受けたいんですが、舗装点検業務については、いろいろ町民の方から、あそこに穴が空いとるとか一応声かけていただいて、高橋課長にも何度もお伺いしたんですが、その辺も含めて、かなり老朽化してるところはしてるんですよ、説明の方よろしくをお願いします。

○**土木建築課長** それでは、はじめに水車橋橋梁補修設計業務委託料の説明をさせていただきます。場所についてはですね、福賀の下笹尾の自治会の集会所から、県道山口福栄須佐線方面に向かう、町道の大井川にかかっている橋ですが、橋長21メートル、幅員3メートルの橋梁になります。

これもですね、長寿命化事業で行う工事になりますが、健全度が3ということで、他にも3があるんですが、今回この水車橋を先行してやるのにはちょっと理由がありまして、水車橋の構造がですね、下に鉄ゲタ、鉄製のゲタをやっておりますが、これの塗装がですね、PCBという化学物質、人体に有害な化学物質が入った塗装がされております。このPCBで塗装されているものを撤去することが法律で決められておりまして、これが、令和8年度中に撤去しないといけないということが決まっておりますので、今回これを優先してやるようにしております。令和5年度で設計しまして、6、7、8、3年ぐらいかかってやるのかなと思っております。

それから、舗装点検業務委託料と、舗装長寿命化計画策定業務委託料、それから基幹町道改修計画策定業務委託料、それから道路側溝整備工事費は関連していますので、あわせて説明します。

はじめに、舗装関係の委託料であります。これは令和6年度以降から、各地区で経年劣化等により、陥没、剥がれなど、傷んでいる町道の舗装を順次改修する計画を立てていますが、これらを補助事業として実施するために必要となるもので、計画的に舗装工事を実施するための舗装長寿命化計画策定業務、それから計画を策定する上で必須となる、舗装の傷み具合等を調査する舗装点検業務であります。

次に、側溝整備工事につきましては、同じく経年劣化等で、歩行等に支障をきたしている道路側溝であります。舗装工事に先行して実施しようとするものがありますが、これも、効率的かつ効果的に実施するため、優先順位と全体計画を策定した上で工事を実施しようとするものであります。

いずれも、当面は町の基幹道路を予定してありますが、具体的には、各地区の中央線を謳う、奈古中央線、福田中央線、宇田中央線といったところから実施していきたいと考えています。

その他は、それぞれの調査により優先順位をつけながら、毎年予算の範囲内で実施していく予定であります。以上です。

○米津委員 今の質問に関連しているんですけども、令和6年度から、順次優先順位を決めて舗装を直していく、白松さんと同じように、あそこを直してくれ、ここデコボコやから危ないとかいっぱい聞いてるんで、その都度、課長にお願いしてるんですけども、全体をやるからということでお伺いはしてたんですけども、6年度からということですね、今年度はこういう調査だけで、補修は町が応急的にできる補修以外はやらないということですね。

○土木建築課長 一応工事自体は6年度を予定していますが、小さい穴とかですね、そういったものについては補修材を持っておりますので、こちらで対応できるものについては対応します。

また、明らかに危険なところについてはですね、やっ払いこうと思います。

○白松委員 安全安心な道路環境維持のための支障木伐採工事について、ご説明をお願いします。

○土木建築課長 実施場所についてはですね、担当職員が現地を確認して、私とも協議しながら決めています。一応、令和4年度からやっております。一応、4

年度についてはですね、奈古の大規模林道、東方筒尾線、土線、柳尾下郷線、福賀につきましては、金社地吉線、阿武北広域農道、宇田郷につきましては、嶽線、長浜西ヶ畑線、御山西ヶ畑線で一部やっております。これからやるところもあります。

次年度からにつきましては、令和4年度分を検証しながら、これから調査検討した上で、随時やっていく予定であります。

今年度500万円組んでおりますが、次年度以降も同規模程度で当面はやっていこうというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○西村委員 みなさんから、いつ頃やってもらえるのかとかいわれるんですけど、それは分かりませんか。

○土木建築課長 予算の範囲内でやっておりますので、現場を見ながらですね、優先順位をつけながら、危ないところからというふうに思っております。

○市原委員 消防費なんですけど、額が非常に増えてきておりますが、この原因を教えてくださいと思います。

○副町長 消防救急事務委託料については、令和5年度の当初予算はここに書いてあるとおり、1億3,641万8,000円ですが、5年前の平成30年度の当初予算は9,410万1,000円と比較して、5年前に比べて4,240万7,000円の増額がされております。これ年々増加傾向にありまして、令和4年度、今年度ですね、今年度の当初予算も1億3,385万5,000円で、新年度、来年度の委託料と比較すると303万5,000円増加している状況であります。

この経費は、消防救急事務を萩市に委託しているものですが、前年の増額の主な要因としては、退職者の増加や施設の維持管理にかかる全体の経費が増えていることに加え、阿武町の負担率の増加によるものであります。

この負担率っていうのが、萩市と阿武町の負担割合については、消防費にかかる基準財政需要額割によるもので、人口や財政力により算出した一人あたりの費用に、自治体で該当する人数と補正係数をかけたものを毎年財政係の方で算出したものを使用していますが、国の示す阿武町の1人あたりにかかる単位費用や、補正係数がここ最近増大してきておりまして、その負担割合となる基準財政需要額がですね、増えてきている。萩市との負担割合が5年前は11.4%でありましたが、4年前は11.7%、3年前は12.2%、2年前は12.6%と、年々負担割合が増加してきております。令和4年度、今年度が15%、そして来年度につきましては、16.1%となり、この基準財政需要額割にかかる負担率の増加が、近年の委託料の

増加に繋がっている状況であります。

この基準財政需要額というのは、あらかじめ決められた地方交付税の総額を、全国の自治体に配分するために算定された理論値のようなもので、国の方から単位費用っていうか、人数にかける費用と補正係数が決められてきて、それで計算したものを阿武町の基準財政需要額はこれですよというのを萩市に報告して、萩市が萩市の基準財政需要額と合わせて、その配分を決めて、こちらの方にくるという状況でありまして、ここが年々増加している一つの主な要因になります。

それとあわせてですね、もう一つ、その下の常備消防通信指令業務共同運用事業委託料というのが、去年は69万5,000円ぐらいでしたけど、今年は一気に6,316万8,000円、これはですね、山口市と防府市と萩市の3市がですね、来年度から令和7年度までの3ヶ年で、令和7年3月の竣工予定の山口市役所の新庁舎にですね、3市が共同運用する山口県中央消防指令センターを整備して、消防本部として整備するというものでありまして、今年度は広域指令室の設計にかかる萩市負担分のうちの基準財政需要額割分がうちにきたんですね、これが15%の負担で、今年度は69万5,000円で済みましたが、いよいよ新年度から支援センターの整備にかかる負担金が発生するということで、その負担割合が6,300万かかるということになっております。

ちなみに、この指令センターの全体の概算額が約46億円で、このうち萩市の概算負担額が約13億円、基準財政需要額で来年度の計算でいくと16.1%になるんですけど、阿武町としては、このうち約2億円を新年度から3ヶ年で負担するというふうな状況となっております。令和5年度においては、この内の6,300万円を負担するという状況でですね、一気に金額が増えているということでもあります。萩市に委託している以上、仕方がない状況です。

○町長 補足です。基準財政需要額が多いということは、その分だけ交付税が多いということですから、逆に裏を返せばそういうことなんですけど、それとこの率の取り決めについては、前の広域圏があったときに一部事務組合でやりましたよね、1市3町4村で、そのときのルールをそのままやってるんで、何か特別にルールが変わったわけでもないんで、あとは基準財政需要額が上がっていけば、それに対する萩市の基準財政需要額とうちの需要額との比率の中で、持分ずつ需要額に応じて出しましょうよっていう、はじめから昔からのルール、広域圏があったときからのルールでやってるんで、これはもうどうしようもないということと、あと消防司令の統一については、当面そのためのいろんな諸々の施設整備

をしていかなければならない。けれども、それが完成した暁には、各消防本部で持ってる消防司令はなくなるわけだから、そこでは今度は逆にいうと統合の割り勘メリット、今は施設整備にお金がかかるから、今は運用しながら消防司令が別にかかってくるわけで、今度はそれが完了したらですね、片方が今度はいらなくなる、その割り勘効果が出てくるかなというふうに思ってますけど、過渡期は両方とも工事費はかかる、運用はそれぞれに今しておかなきゃならないっていう話だから、そういう経緯は何年かかけて完了できたら暁には、今度はその三つが一つになっていくわけだから、そのメリットはいくらか出てくると思っ

○米津委員 消火栓の新設工事ですが、これはどこか設置予定があるのですか。

○副町長 消火栓の新設工事につきましては、一応奈古地区の上郷自治会から要望のありました、上郷に2ヶ所造る予定にしております。(詳細箇所を口頭説明)

この2ヶ所については、どちらも防火水槽が今あってですね、以前はそこに水利があるということで消火栓がついておりませんでしたけど、ご案内のとおり、協力隊等が駆けつけてもですね、防火水槽がいくらあっても火を消すことができませんので、防火水槽は防火水槽としてあってもですね、一応、消火栓を整備していかないと初期消火が間に合わないということで、今回2ヶ所ほど消火栓の設備をするということで計画をさせていただいております。以上です。

○米津委員 今年はこの2件で終わりということですね。

○副町長 一応その予定です。来年ですね。

○米津委員 釜屋も、三吉さんとこの前あたりに1ヶ所造っていただきたいと要望は出してるんですが、一応大元の公園の上にはあるんですが、そこからだとかなり距離があるので、要望は出してたと思います。

○副町長 要望いただきましたので、基本的には大体半径140メートルを基本に消火栓を設置してるような状況にありますけど、すぐ消火栓ボックスのホースを確認いたしましたら、ホースが5本しか入ってませんでしたので、140メートル届くように7本になるよう2本追加しております。

○町長 補足で、消防庁が出している消防水利の基準というのがありまして、その中で、半径140メートルというのがあるんです。1本20メートルなんで7本なんですけど、基本的に今だんだん増やすようにしています。入ってるやつは、大体今までは5本できたけど、結構ホースは高いんですが何百本と増やした、一つ一つに、今消火栓が100ちょいあると思います、110何ヶ所ぐらい、ですから2本入

れたって200何本買わんにゃいけという話なんですけど、それを、今だんだん5本を7本になってると思いますけど、新しいやつは全部7本です。それを増やしていくことと、さっきの、今、消防団協力隊が160人くらいいると思うんですけど、この前も活躍してくれました。ただポンプがないと、何ぼ消防水利で防火水槽がそこにあっても水は出ませんので、消防水利という特に防火水槽があるというところは、重要密集地であるとか、数少ないのをそこに設けたということは、重要なところだからという解釈の中で、今からは、新規の消火栓も造るけど、消防水利が防火水槽何かがあっても、すぐに消防団協力隊あたりが水が出せる形をやれば並行して作っておく必要があるだろうというふうなことを考えてますんで、今からは、そういったことも並行して、防火水槽があっても、その近くにそういったものを持っていく、そんな考え方をしていこうと思っています。

それと、消火栓の要望はあちこちから出ています。うちもうちもといっ、ですからその優先順位というのは、やっぱり距離であるとか、そしてやっぱりどうしても密集度であるとか、そういったものを図りながら、こちらで決めさせていただいて、要望したからはいできましたという話にはなかなかならないこともあるけども、いずれ回ってくると思ってもらわないとしょうがないんですけど、そういう一定程度の密集であるとか、もう300メートル行かんにゃないとかですね、そういったことでは困るんで、そういった距離感、そして密集度というふうなことも全体的に考えた中でやっていくと、計画的にやっていくということにします。大体毎年、こういったものが2ヶ所ぐらいでやっていきたいなと思います。それと平行して、今のボックスの中のホースの継ぎ足しとか、補充もやっていくというふうなことです。

○委員長 ここで一旦みなさんにお伺いしたいんですけど、すみません、進行が遅くて4時を過ぎそうですので、時間を延長したいと思いますけど、よろしいでしょうか。

(「全員了承」)

○委員長 ここで、休憩に入りたいと思います。

休憩 15時57分 再開 16時10分

○委員長 それでは再開したいと思います。

○白松委員 校舎内外営繕工事、詳しく説明をお願いします。

○教育委員会事務局長 小学校費の営繕工事の予定はですね、阿武小学校が建設して10年経つということから、昇降機のワイヤー等の取り換えを予定しております、これが55万円を計上しております。それと、水銀灯が多目的ルームについておまして、これをLEDに替える工事を予定しております、それが47万円です。

福賀小学校は、雨漏りがかなり酷くなっておまして、陸屋根の防水工事を計画しております。こちらが425万5,000円の予定で計上しております。以上です。

○白松委員 給食費補助金ですが、先日、上村議員から一般質問がありまして、町長の答弁を聞いたわけですが、2021年の12月16日たしか福賀のうそんセンターで、小学校中学校の関係保護者が集められて、カジュアルトーク、町長、副町長出席のもと、集まっとうそんセンターで会を催したんですけど、そのときも給食の無償化については阿武町としては行わないと、確かそのときにいわれたなど、近隣の市ではですね、昨年中学校が給食費無償化で、令和5年に小学校も無償化されるという流れがある中で、その辺も鑑みて、阿武町も給食費を無償化しようと思直されたのかなと推察をしたんですけど、カジュアルトークのこともそうなんですけど、カジュアルトークをいろんな農青やら、小中学校、また保育園の保護者を交えて、いろんなところでされてきた、また今後もしていこうという思いを聞いたわけなんですけど、みなさん勇気を持っていわれてると思うんですよ、質問されてると思うんですよ、人前で、でもそのカジュアルトークの現場におった人間として、勇気を持っていわれたことに対して、まず、聞いていただけたらなど、なんかそれはやれんどと、先にそういう言葉が出て、何かせっかく行って意見をいったけど、何かよく伝わらんかったという感触をみなさんから聞いてですね、もう少し聞く、聞いていただく、でもできないけど、それはこういうことだったらできるでよっていう、なんかその辺の歩み寄りみたいな、カジュアルトークの中でもですね、あったらなと思いました。これ本当給食費のことについてにいうんですけど、今後もそういうところを場面を作っていくかと思うんですが、そういうもうちょっと視線を下げて、聞く耳をたてるっていう理解をする、また、それはできんけど、こういうことだったんできるという、代替案みたいなことを示してもらったら、勇気を出していわれた方も納得して帰られると思うんですが、ちょっとその辺、まちづくり懇談会は意見が出んけど、カジュアルトークでは意見が絶対出たりとか、そういう兆候も見えてますので、ちょっとそ

の辺を変えていただけたらなと思うんですが。

○町長 そのような思いはなかったわけですが、それは申し訳ないです。本当そういうふうにいっていただけることについてですね、なるべくなら汲んでいきたいというふうに思いますけど、あのときの状況としては、まだ県内でそういったものをやってるのは和木町とか、そういう特別なところ岩国とかね、そういう特別なとこしかなくて、財源があるところしかなかった、そういったいろんな要望されるのはいいんですけど、ただこれだけは、あのときにいったのにやってもらえなかった、コノヤローじゃなしにですね、やっぱりやれないことはやれない理由があったりします。だから、あのときいったから全部してもらえとかですね、いったのにやってくれなかったとかですね、それを全部いってもらったら、私どもも、まさにこの前、昨日もいったけど、財政というものを預かってる者からしたら、そりゃみなさんに全部やってあげりゃ一番いいですけど、それは、私から見れば将来に負担を残す無責任な話、そこは断るべきことは断る、ただ断り方の問題だということになると、それは私は反省しないといけない、僕はすぐにストレートにものをいうから、そこが自分の欠点であり、ある意味えーとこかもしれんと思っておりますが、そこは本当に申し訳ない、いい方がまずかったかなと反省してはいますが、今からもそういうカジュアルトークでは聞いていきたいし、できることならやっていく、そして、できんとしたことであっても、世の中がそのような状況が変わっていけば、あのときいったからもう絶対しないではなしに、それは臨機応変に、もう世の中が変わってそういう流れができてるんだったら、今回の給食みたいにそれはやりましょうよ、特色ある給食をやり、そして給食費も町の方で負担しましょうよということでありまして、本当、後は言い方の問題だったかなあというふうには思います。

私は昨日もいいましたけど、給食費の無償化というのは、私が1期目に出るときに、公約の中に書いてあったんです実は、原稿の中には、ただ、いろんな方と話している中で、それはおかしいだろうという人が相当数いらっしゃったんです。それは、まだそんなことするべきじゃないと、いうふうな方が相当数いらっしゃったんで、それはもう書くのをやめようと、でも心の中では、いずれそのときはくるね、そのタイミングがどうなのかなというふうなことで、後は将来への負担というか、財源がなくてそんなことしたら、自分がいる間は、どこかから引っ張ってくるかもしれないけど、自分がいなくなったら、あいつ何しとったんかっていうことに、こんな禍根を残したということになっても困りますから、財源

を見極めてこれならできると、例えば今回もいったように、均したら1億5,000万の基金を積んでますよね、その中の1,000万円なら、例えば1億あれば、その中の1億を基金化してしまえば10年はもつ。9億の中の1億か2億積んでおけば、例えば給食基金とかで、2億やっとならば、片方は7億残っていて自由に使える、これをやっておくと20年やれるわけですね、そういうふうに、これなら将来に禍根を残すことは絶対はない、基金化しなくても一般財源に中でいくらでもやれるという思いがあるから、この度はじめて計上したんですけど、そこはやっぱりお金を貯めた中で、自信を持ってやれるという確信がほしかったというのが片方にはありました。ただ、そのことは置いて、ちょっと言い方がまずかったかというのは大変反省しております。

○白松委員 森・里・海の恵みで育つ給食事業負担金ですが、昨年からやられておりますが、以前給食センターの栄養士の先生と子どもたちが、給食について交換ノートを交わされていたと聞いているんですが、この給食のアンケートというのは、子どもさんからは取られておられないんですか、例えば、無角和牛の肉が出たとか、福賀のスイカが出てきたよとか、その辺を把握されているのかなと思います。なかなか給食が美味しいっていう声が聞こえないというか、本当に残念なんですけど、そういう声が聞こえてきてるので、どうかなと思います。

○教育長(能野祐司) 今、ご指摘がありましたけど、味の方は、私どもも給食を食べるわけですけれども、特に我々が食べて不味いとは思わない、やっぱり教育的な栄養とか、いろんなものを考えてやりますので、嗜好に十分合うかといえば、それは難しい部分があります。添加物を使えば甘くなります、家庭で作るようなああいう味にはならないと思うんです。やはりそのあたりも考えてですね、作っておりますんで、全員が美味しいっていうまでにはいかないかもしれませんが、その努力はしっかりしておりますし、特に私を食べてこれは美味しくないとは思っておりません。子どもの味覚と感覚と我々はちょっと違う部分もありますけれども、私もいろんなところを回っておりますけれども、市町によっていろいろありますけれども、この阿武町の給食は、私は美味しいと思います。

子どもたちにアンケートをとることがありますけれども、特別アンケートというのはまだ取っておりません。今後の課題かなと思いますけれども、子どもたちの声を聞くということは積極的に行っておりますし、こういう特産品を出すときには、できるだけ生産者の方たちと触れ合う機会を積極的に持っておりますし、その中で子どもたちが学んでいくことを勧めておりますので、今後、子ども

たちのアンケートも取りながら、さらに良い給食を目指していきたいと思っております。以上でございます。

○白松委員 スクールバス運行委託料について、宇田郷から1便と福賀から1便、計2便スクールバスが走っておりますが、内訳を教えてください。

○教育委員会事務局長 5年度予算の配分というか金額ですが、宇田郷行きが440万4,060円になっております。福賀行きが1,004万9,629円という内訳になっております。

○白松委員 校舎内外営繕工事(中学校)ですが、詳しく教えてください。

○教育委員会事務局長 こちらは中学校の方の工事になりますが、主な内容としましては、校舎二階の網戸の設置工事に300万円を見ております。校舎の裏側にある樹木とかですね、内側にある桜とかですが、道路の方へ出ているというところもあって、ある程度剪定する伐採工事として15万円を見ております。それから、体育館の後側に旧公民館の駐車場が残ってますが、舗装でへこんでいたり穴が開いていたりするので、そちらを補修するために21万3,000円を組んでいます。以上になります。

○白松委員 部活動指導員報償費について、詳しく説明をお願いします。

○教育委員会事務局長 こちらは、国が進めております部活動の地域移行というところで、国もいろいろ二転三転しているところもあるんですが、その中の県の補助事業としまして、地域移行に伴う部活動の指導員であったり、監督者であったり等を手当てできる報償費の補助事業がございまして、そちらを受けるということであります。まだまだ部活の内容とかですね、どの部活に当てるとかというのはですね、まだこれからということになるので、細かい中身は決まっています。以上です。

○白松委員 古文書解読委託料について、これはどういったものでしょうか。

○教育委員会事務局長 これは、数年かけて本年度もですが、奈古勘場日記という書物がございまして、阿武町出身の三浦孝夫さんっていう方が、解読を独学ではじめられて、解読できるところまでになられたということで、今解読をさせていただいております。毎年、解読した部分を、町民センターで講演を行っていただいているんですけど、コロナで今年はまだ来られないところはあるんですか、大体解読は終わったということで、来年またその講演とかと合わせて解読料等もお支払いしたいなと思っております。1ページ180円ぐらいです。

○委員長 他に質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということで

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第25号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、特別会計の方に入ります。議案第26号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算の審議に入ります。歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○委員長 質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第26号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第27号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算の審議に入ります。こちら、歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○委員長 質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第27号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第28号、令和5年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算の審議に入ります。こちら、歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○委員長 質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第28号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第29号、令和5年度阿武町介護保険事業特別会計予算の審議に入ります。こちら、歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○上村委員 歳入の方で保険料なんですけど、全国的に1人あたりの保険料が増額している話も聞いているんですが、阿武町では基金も繰り入れられていると思

うんですが、阿武町での状況がどうのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○**健康福祉課長** 介護保険料につきましては、3年に一度見直しを行っているところでございますが、阿武町の介護保険料もですね、全国的な傾向と同じようにですね、平成30年から令和2年度が67,800円でした。それから、令和3年度から令和5年度が70,200円で3.5%増です。

令和5年度においてですね、次回の介護保険料の見直しをいたします。その際にはですね、今、推計で出ております数字が82,596円で17.6%増になる見込みになっております。これから計画を立てていく中で、介護保険料を決めていくわけなんですけど、それと並行して基金残高の方なんですけど、令和2年度末で2,562万9,000円ありました。そして、令和3年度末が2,062万9,000円、この内、令和4年度末には1,467万円を取り崩すという見込みになっております。それプラス令和5年度ですね、令和5年度の当初予算では、595万9,000円を取り崩す予定にしておりまして、令和5年度末では、基金がほぼなくなっていくというような状況です。

そういったこともありまして、先ほどいいましたように、令和5年度の保険料の改正時にはですね、かなりの保険料を徴収することになるんじゃないかなと思っています。そうしないとですね、運営が立ち行かなくなりますので、どうしても高齢者が増えて介護保険を使う方が増えますと、アップするというのは仕方がないかなというふうに思っております。以上です。

○**委員長** 質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○**委員長** 異議がないようですので、議案第29号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○**委員長** 続きまして、議案第30号、令和5年度阿武町簡易水道事業特別会計予算の審議に入ります。こちら、歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○**委員長** 質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○**委員長** 異議がないようですので、議案第30号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○**委員長** 続きまして、議案第31号、令和5年度阿武町農業集落排水事業特別会

計予算の審議に入ります。こちら、歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○委員長 質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議がないようですので、議案第31号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第32号、令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算の審議に入ります。こちら、歳入歳出一括で質疑はございませんでしょうか。

○委員長 質疑がないようでしたら、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議がないようですので、議案第32号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 以上で本日の委員会に付託されました、議案第1号から議案第15号、および発議第1号、予算関連の議案第17号から議案第32号までの議案31件、および発議1件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 全体をとおして確認事項や質問はありませんか。

○委員長 事務局や各課から報告や連絡事項はありませんか。

○教育委員会事務局長 以前、白松議員の一般質問にありました、全国大会の出場に対する助成について、内部でいろいろ検討をさせていただいて、近隣の市と合わせるような形ではありますが、交付要綱を策定することにいたしました。

全国大会等のスポーツ・文化あわせて同じ内容であります。出られる団体とまたは個人で、1人あたり5,000円、団体では1人あたり5,000円と、1団体あたり10万円を限度とします。それに選手はもちろんですが、監督、コーチ、マネージャーと引率者1人を対象としたいと考えております。同一の大会で個人と団体の両方に出られる方についても、双方対象とします。

特に予算の方は特別に計上しておりませんが、必要に応じて、補正が必要であれば、対応していきたいと考えております。

その裏面ですが、来年度の町民センターの改修事業を予定しております。主な内容でございますけれども、主には図書コーナーの改修と、二階のホワイエのカ

一ペットの張替え、それから、文化ホールの裏の搬入口の扉の改修等、いろいろメニューがあるわけですが、主には図書コーナーの改修でありますので、そちらの説明をさせていただきたいと思います。(図面により詳細説明)

○委員長 以上で審議の方を終了いたしまして、行財政改革等特別委員会を閉会いたします。非常に長時間におよぶ審議、大変お疲れ様でした。

閉会 16時50分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長 **松 田 穰**

阿武町行財政改革等特別委員会委員 **米 津 高 明**

阿武町行財政改革等特別委員会委員 **白 松 靖 之**